

平成27年旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 （第3号）

平成27年6月15日（月曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（22名）

1 番	林	晴 道	2 番	高 橋 秀 典
3 番	米 本 弥一郎		4 番	有 田 惠 子
5 番	宮 内 保		6 番	磯 本 繁
7 番	飯 嶋 正 利		8 番	宮 澤 芳 雄
9 番	太 田 將 範		10 番	伊 藤 保
11 番	島 田 和 雄		12 番	平 野 忠 作
13 番	伊 藤 房 代		14 番	林 七 巳
15 番	向 後 悦 世		16 番	景 山 岩三郎
17 番	滑 川 公 英		18 番	木 内 欽 市
19 番	佐久間 茂 樹		20 番	林 俊 介
21 番	高 橋 利 彦		22 番	林 正一郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 寿 一
教 育 長	多 田 哲 雄	病 院 事 業 者 革 命 課 長	吉 田 象 二
秘書広報課長	飯 島 茂	推 進 課 長	佐 藤 一 則

総務課長	加瀬正彦	企画政策課長	横山秀喜
財政課長	林清明	税務課長	林利夫
市民生活課長	大木廣巳	環境課長	浪川昭
保険年金課長	渡邊満	健康管理課長	加瀬幸重
社会福祉課長	加瀬恭史	子育て支援課長	大矢淳
高齢者福祉課長	宮内隆	商工観光課長	向後嘉弘
農水産課長	高木寛幸	建設課長	大久保孝治
都市整備課長	川口裕司	下水道課長	高野和彦
会計管理者	高木松夫	消防長	品村順一
水道課長	鈴木邦博	病院事務部長	飯塚正志
病院経理課長	土師学	庶務課長	角田和夫
学校教育課長	石見孝男	生涯学習課長	高木昭治
体育振興課長	加瀬英志	監査委員局長	田杭平三
農業委員会事務局	岩井正和		

事務局職員出席者

事務局長	阿曾博通	事務局次長	高安一範
------	------	-------	------

開議 午前10時 0分

○議長（景山岩三郎） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（景山岩三郎） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 林 晴 道

○議長（景山岩三郎） 通告順により、林晴道議員、ご登壇願います。

（1番 林 晴道 登壇）

○1番（林 晴道） 皆さん、そしてこの中継をご覧の方々、こんにちは。1番議席の林晴道でございます。

本年第2回定例会におきまして、議長より一般質問の許可がございましたので、皆様方の貴重なお時間をいただき、市民の命と幸せが一番との観点から、通告の順序に従いまして、質問をいたします。

初めに、今定例会冒頭に、4月1日付での異動による人事の紹介がありました。新体制の執行部の方々においては、合併から10年、東日本大震災から4年がたった今、有利な条件や財源が終わりつつありますので、財政状況や事業計画をしっかりと見きわめ、守るもの、攻めるもの、それから我慢するものなど、メリハリを持って取り組んでいただきたいと思います。

当議会一番下議員といたしまして、しっかりと底上げを図ってまいりますので、一致協力をして、旭市、何よりも市民のためによりしく願いを申し上げます。

それでは、1項目め、病院事業について。

旭中央病院は開業以来の黒字経営で、旭市が全国に誇る優良病院であり、本市一般会計を大きく上回る事業規模で、その経営が市に与える影響も非常に大きいと思われます。前定例会、自身の一般質問において、独立行政法人化の考えについて質問いたしましたところ、その答弁に、病院の評価というのを、いいおか荘だとか道の駅だとかと一緒にされては困るので、黒字だ、赤字だというのは結果としてのことで、それを表に出していただくのは本意ではありませんとの答弁がありました。このことにより、市民はもとより、いいおか荘や道の駅に携わる多くの関係者に対し、誤解や動揺を招いてしまい、質問者として申し訳なく、大変残念に思います。

そこで、病院事業に対して、市民とともに十分理解を深めるためにお伺いいたします。

(1) 独立行政法人化への移行状況について質問をいたします。

現在、旭中央病院は経営形態を地方独立行政法人へ移行準備を進めているものと思いますが、市としての進捗状況と病院としての進捗状況について、両面からお伺いいたします。

(2) 医師マンションの状況について質問をいたします。

現在の病院事業公舎の状況について、医師マンション、職員宿舎の棟数と、その総戸数、利用戸数及び新たに整備された医師マンションAの利用状況についてお伺いをいたします。

続いて、2項目め、商業観光事業について。

従来、観光は国や地方自治体、それにかかわる団体や事業者など、観光関係団体がかかわるものでしたが、最近では観光施設や自然風景だけでなく、地域の持つありのままの魅力、人とのふれあいや日常生活も観光資源と考えられるようになるなど、観光の捉え方が多様化しています。

旅行形態についても、学校や会社での団体旅行が減少し、家族や友人、小グループでの旅行に行く人が増えており、旅行内容も体験、活動、学習型へと変化が見られます。このように観光の捉え方や旅行形態が変化する中で、観光関連事業者だけでは観光客の多様化するニーズに対応できなくなってきており、地場産業や農村、漁業をはじめ、地域住民等と協力しながら観光を振興していくことが必要だと思います。

そこで、(1) 旧いいおか荘の状況について質問をいたします。

飯岡地域の象徴であった旧いいおか荘が、この夏いいおか潮騒ホテルとして再開されるようですが、当施設は合併前の飯岡町では国民宿舎として、全国的な知名度で再利用客が多く、夏季にはプールの利用と併せ、大変なにぎわいを見せていました。その施設が民間業者に貸

し付けられ開業するわけですが、施設の再開計画と旭市としてどのように支援をしていくのかお伺いいたします。

（２）道の駅に対する取り組みについて。

本市の道の駅が10月に竣工することを聞きました。物販出展される品目と、その割合、出展量は季節によってどの程度異なるのか。また、全ての産物で旭市産を使って対応していただきたいという気持ちなのですが、旭市産物の割合についてお伺いをいたします。

続いて、３項目め、環境保全事業について。

旭市では、市民等、事業者、土地所有者等及び市が一体となって、きれいなまちづくりを進めるために、それぞれの責務を明らかにするとともに、空きかん等及び吸い殻等の散乱防止、飼い犬のふんの放置防止、自動車の適正な使用等並びに空き地の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の推進及び美観の保護を図り、清潔で快適な生活環境を確保することを目的とする環境美化条例がございます。

そこで、（１）生活環境美化への取り組みについて質問をいたします。

旭市では、きれいな旭をつくる会を中心に、市民の皆様にご協力をいただき、各種事業を実施していますが、地域の環境美化への具体的な取り組みと、環境ボランティア団体の把握団体数や活動人員、その活動内容や活動支援の中身についてお伺いいたします。

続いて、４項目め、児童クラブについて。

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適正な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図るため、放課後児童健全育成事業として、いわゆる放課後児童クラブが行われています。

厚生労働省の平成26年５月１日付の調べによりますと、児童クラブは全国に２万2,084か所設置され、うち運営主体が公営8,548か所、民営１万3,538か所で、登録児童数は93万6,452人ありますが、そこで、（１）利用児童と受託料の状況について質問をいたします。

旭市における設置と登録児童等の近年の利用割合及び受託料の設定と納付方法についてお伺いをいたします。

続いて、５項目め、水道事業について。

日本の水道システムは普及率のみならず、その水量のよさや漏水率の低さなどの観点からも、完成度の高い、主要先進国の中でも一、二を争う高度なシステムとして知られています。

例えば、日本では水道水を全国どこでも飲むことができますが、このような国は世界で11か国しかないと言われています。水道事業は住民が生活する上で必要不可欠なライフライン

であるという公共性と、布設に当たって発生する莫大な初期コストを長い年月をかけて回収するという装置産業の特性から、これまで民間事業者ではなく地方自治体を中心となり進められてきました。しかし、事業環境が大きく変化したことで、公設公営型の水道事業は多くの課題を抱えていると指摘されています。

そこで、（１）配水設備の状況について質問をいたします。

市内４か所ある配水場の状況について、整備時期、構造、容量と維持費について、これは光熱費、保守点検費、消耗費など、いわゆるランニングコストを各か所ごとに分けてお伺いいたします。

以上５項目、７点の質問をいたします。なお、再質問につきましては自席で行いますが、執行部の方々におかれましては、これからの担い手である若者から、これまで僕たちを支えていただいたお年寄りまでが理解できるような、優しいご答弁に努めていただくよう、よろしく願いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それでは、ただいまのご質問に対し、企画政策課のほうから中央病院について、中央病院の独法化の現在の準備状況、それと２番目の商業観光事業、これの道の駅に対する取り組みというご質問に対してお答えしたいと思います。

まず、１点目の中央病院についてですが、現在の状況を市と病院側の両面からというようなご質問がありましたが、回答の中で病院のほうも併せて答弁したいと思いますので、よろしく願います。

まず、独法化の移行状況ということで、３月の第１回定例会におきまして、地方独立行政法人定款と評価委員会の条例を議決いただきました。次のステップとしましては、独法化後の法人が達成すべき業務運営に関する中期目標の策定に取り組めます。６月５日には第１回の評価委員会を開催いたしました。

次に、この評価委員会において審議いただき、意見を反映させた中期目標を９月の議会に提案させていただく予定でございます。この中期目標を議決いただいた後は、この目標を達成するための計画であります中期計画を今度は病院側が作成いたします。そこで、議会のほうに提案させていただく。提案者は市でございますが、議会のほうに提案させていただくというようなことになります。

独法化後につきましては、病院との調整をしっかり行い、議会や市民の皆様に進捗状況を

お知らせしながら、平成28年4月の独法化を目指して着実に進めたいと考えております。よろしく申し上げます。

次の道の駅に関しましてです。

基本的には出荷者、出荷品等の内容についてのお尋ねというふうにお伺いしました。

まず、品目ごとの売上げですとか、季節によってどう分析しているか等々の内容があったと思います。ここで季節ごとについての売上げという想定というか、計算はしてございませんが、まず市内、市外という発想については、出荷者については現在、市内の方に限定して募集をしております。市外の出荷者の受け入れにつきましては、設立した運営会社が今後、販売計画を立てるに当たり、野菜や果物、加工品を含め、市外生産品の何を販売するかなどについて判断していくことになると思います。

品目ごとの売上げの想定ですが、事業計画のほうにも掲載してございますが、野菜、米、果物、これにつきましては全体の34%、花木で9%、畜産物で10%、加工食品で19%、海産直売7%、その他一般食品等ということで21%、これらを計画してございます。よろしく申し上げます。

○議長（景山岩三郎） 病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 私のほうからは、まず、今企画政策課長から中央病院についての1番、地方独立行政法人への移行状況ということで、病院のことにつきましても述べていただいたんですけども、加えて具体的な点について若干補足させていただきます。

まず、病院としては、今財務会計システム、それから人事給与システムなどの制度設計及び契約などの諸規定の見直しなどの作業を進めているところです。

また、職員への移行に関する説明会につきましても、3月24日、25日の2回に分けて全職員向けに実施いたしまして、その後も部署単位の説明会を10回ほど実施しております。引き続き職員等への説明について、いろいろと行っていきたいと考えております。

次に、2番目の医師マンションの状況についてでございますけれども、病院事業公舎の棟数、総戸数、利用戸数について、また、新しく建設された医師マンションA、これは新しく2月に竣工したマンションにつきましては名称を医師マンションAというふうに一応名前をつけてございますので、その利用状況についてのご質問でございました。

まず、医師宿舎の棟数につきましては、全部で12棟ございまして、6月1日現在、総戸数358戸で243戸の入居がございまして、それから、先般竣工いたしました医師マンションAにつきましては、総戸数104戸でありまして、91戸が入居済みとなっております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、2番目の商業観光事業について、（1）旧いいおか荘の状況についてお答えします。

初めに、オープンまでのスケジュールですが、旧いいおか荘は、いいおか潮騒ホテルとして7月18日のオープンを目指して準備を進めております。旅館業の許可がおり次第、予約受け付けを開始する予定でございます。

なお、先月、5月22日にはレストランが先行オープンし、現在もお客様の入りは順調と聞いております。

また、先週の金曜日、12日からは日帰りの入浴も先行してオープンし、お客様からは好評を得ていると聞いております。

なお、レストランと日帰り入浴につきましては、午前11時から午後3時までの営業時間となっております。

続きまして、市としてどこまでPRのフォローをするかということでございますが、平成23年の震災後、4年ぶりに施設が再開するということで、雑誌等に観光情報の一部として記事を掲載したほか、プレスリリースをして、マスコミにも情報を提供しました。

また、今後は市で発行する観光パンフレット等にも観光情報等と併せ、市内の宿泊施設の一つとして、ほかの宿泊施設と一緒に掲載する予定でございます。

いいおか潮騒ホテルの再開が周辺店舗等にもいい影響を与えることを期待しております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 環境課長。

○環境課長（浪川 昭） それでは、3の環境保全事業について、（1）生活環境美化への取り組みということで、きれいな旭をつくる会及び環境ボランティア団体の活動内容と、登録団体の状況、それとそれらに対する支援についてのご質問にお答えをさせていただきます。

きれいな旭をつくる会及び環境ボランティア団体の活動でございますが、旭市では市民の環境意識の醸成と、市と市民が一体となって地域環境の保全及び美化を推進する運動を行うため、きれいな旭をつくる会を設置しております。

また、環境ボランティア団体の設置を促進し、きれいな旭をつくる運動推進のため、地域と一体となった環境美化活動に努めているところでございます。

主な活動内容についてでございますが、公園、道路、水路、集会所等の公共施設の清掃作

業等や、花の植栽及び管理等の環境美化並びに緑化活動などを行っており、平成26年度の環境ボランティア団体の登録数は23団体、697人となっております。

それから、支援のほうにつきましては、環境ボランティア団体1団体につきまして、活動実績によりまして5万円を上限に、きれいな旭をつくる会を通じて助成を行っております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、放課後児童クラブの利用児童と受託料の状況についてお答えいたします。

児童クラブの利用児童の状況でございますが、現在、本市では15小学校区で20クラブが設置されており、小学生が放課後帰宅しても就労などの理由で保護者が家庭にいない児童を受け入れております。平成27年5月1日現在の利用児童数は656名、率にしまして19.5%でございます。

次に、受託料でございますが、児童1人当たり月額5,000円で、土曜日を利用する方は7,000円となります。また、8月につきましては、夏休み中であるため、一律1万円をご負担いただいているところでございます。

受託料の納付につきましては、納付書により市役所本庁・支所及び指定金融機関の窓口において納付していただいているところです。なお、仕事などで日中納付できない方に対しましては、夜間・休日納税窓口においても納付することができるという状況でございます。

○議長（景山岩三郎） 水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） 大きい5番の水道事業についての（1）番、配水設備の状況ですが、市内4か所ある配水場の整備時期、構造、容量と維持費についてお答えいたします。

まず、各配水場の整備時期ですけれども、各配水場とも昭和54年から55年度にかけて整備をしたものであります。

次に、構造ですけれども、旭配水場と飯岡配水場が鉄筋コンクリートづくり、海上配水場と干潟配水場がプレストレストコンクリートづくりとなっております。

容量ですが、旭配水場が5,040立方メートル、海上配水場が1,261立方メートル、飯岡配水場が1,920立方メートル、干潟配水場が1,226立方メートルとなっております。

それと、最後に、維持費でございますが、これは電気料、委託料、修繕費を合わせたものを各配水場ごとにお答えいたします。

旭配水場が2,988万1,000円、海上配水場が336万4,000円、飯岡配水場が485万1,000円、干

潟配水場が958万9,000円となっております。

水道課からは以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、再質問に移ります。

1項目め、病院事業について、（1）独立行政法人化への移行状況について再質問をいたします。

移行後は、これまでの公営企業での予算、決算にかわるものが中期目標、年度計画、事業報告となり、議会の承認は受けず、かわりに評価委員会が実績評価と、業務が不調な場合に業務改善勧告を行うこととなりますので、そのため移行後、議会としての関与は極めて少なくなりますので、質問いたします。

権限や権力が解放され、その多くが法人の理事長に移譲いたします。そのことを病院側の現在の責任者である病院事業管理者はどのように考えているのかをお伺いいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

○病院事業管理者（吉田象二） 現在の地方公営企業では、予算執行には議会の議決が必要ですが、地方独立行政法人では中期計画に基づいて、理事長が病院運営を行っていくことになります。業績実績等は評価委員会による評価、公表、外部会計監査などにより、透明性の確保が求められるものの、理事長の権限及び経営責任は非常に大きいと考えられております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 今、日本は超高齢化社会へと進行しており、国が財政状況が厳しい中において、政府の打ち出す医療政策に対し、旭中央病院が今後も地域医療を支える大規模病院であり続けるのは非常に厳しい状況であろうかと思います。

しかし、独法化することによる利点をしっかりと活用できたなら、今後とも安定的な健全経営が維持されるものと確信しておりますので、慎重かつ速やかに移行することが最良と考えます。

先ほども発言しましたが、独法化に移行したら、理事長に大きな権限が与えられ、経営を左右することが予想されますが、現在の責任者である事業管理者は、移行後どのような経営方針が旭中央病院の経営としてよいのか、お考えをお伺いいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 基本的に現在の行っております、あるいは六十数年行ってきた地域医療をこのまま引き継いでいただくのが一番よろしいかというふうに思っております。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 今後、独立行政法人化へ移行準備を進める過程において、病院として現在の担当者のみで対応できるのか。また、それらの問題を解決するために、外部への委託や外部からの人材招集等についてお伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 外部から職員を、外部の人材について、採用等についてというご質問でございますけれども、その辺につきましては、あくまでも新しい理事長等が決まってから検討すべき内容かと思っておりますので、それが決まり次第、早急にそういった人材確保についての検討もしていきたいと考えております。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） では、1項目め、病院事業について（2）の医師マンションの状況について再質問をいたします。

新たに整備された医師マンションA、これですね。医師の働きやすい環境を整備し、医師確保を図ること、これが事業目的でありました。無事に本年、竣工を迎え、このことにより、待遇改善が図られたものと思いますが、最も重要なその目的に対する成果について質問をいたします。

また、マンション入居対象者のうち、民間マンション等の利用者はどの程度いるのか、医師マンションと民間マンションの1人当たりにかかる総経費についても併せてお伺いいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） それでは、私のほうから経費に関するところでございます。ご回答申し上げます。

まず、外部に入居している者は何名だというご質問でございますが、そちらにつきましては、2名でございます。ただ、そのうち1名は今月中に医師マンションのほうに転居をする予定でございます。

それから、それにかかる総費用というご質問でございました。

まず、その外部にかかる家賃につきましては、5万5,000円でございます。それで年間66万円、入居している医師からは1万2,000円、年間14万4,000円を徴収してございます。その差額の51万6,000円が病院で負担しているという形になります。

なお、光熱水費ですとか、そういったものは全て医師のほうで自己負担という形になってございます。

あと、今ご質問ありました医師マンションAに係るところの病院の負担額というご質問でございます。

建設コストということで、減価償却費を基にご回答申し上げるのが一番よろしいかなと思いますので、医師マンションAに関します今、設備も含めまして、年間の減価償却費は6,066万円でございます。医師マンションAの家賃収入には1人7,000円から1万1,500円、これは月額でございますが、満室と仮定いたしますと、年間で1,224万円を入居者、医師のほうに負担をしていただくと。差額を1棟当たりで計算のほうをいたしますと、大体病院のほうでの負担額が1人当たり、1戸当たり46万6,000円という状況でございます。

以上です。

(発言する人あり)

○議長（景山岩三郎） 病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） 医師確保というところでございます。今年度の4月、医師確保状況につきましては、先般ご回答申し上げましたと思いますけれども、今回約10名、これが全て医師マンションAによるものかどうかというところは別といたしまして、見学に来ていただく医師等には大変評判がいいので、その辺は効果として考えられると思います。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 医師マンションですね、空きが多く、それに民間マンションに入居されている医師も見受けられますが、今後、病院事業公舎への入居率に対する考えと、老朽化している医師マンションの整備に対する考えについて伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 医師マンションについて、入居率への考え方、それから老朽化などに伴う整備についてどう考えているのかということでございますけれども、まず、現在

115戸の空きがございますけれども、それにつきまして、一応第二、第三マンションというのが合わせて18戸ございますけれども、これは新耐震基準以前の建物ということで、現在、まだ何名かの医師が住んでおりますけれども、その医師につきましては、ほかの宿舎へ移動することをお願いしております、移動が済み次第、順次閉鎖をしていきたいと考えております。

それから、第八医師マンション、それから、第九医師マンションにつきましては、24戸ずつ総計48戸ございますけれども、これにつきましては、今年度中に看護学生寮として整備を行いまして、医師マンションから看護学生寮へ変換することにするとしております。これによりまして、空き戸数が49戸ということになりますけれども、基本的に当病院では医師の異動につきましては、3月31日まで勤務をしていただきまして、医師たちは4月1日にそれぞれの職場へ赴任していくということで、引っ越しにかかる時間が非常になかなかとりづらいということで、退去者と入居者の期間が重複することとなりますので、50戸程度の空きは必要ではないかと考えております。

ちなみに、今年の春退職した医師は44名、採用が57名おりました。

それから、老朽化に伴う整備につきましては、今のところは残っているマンションにつきましては、現在これから中期計画をつくっていくこととなりますので、その中で修繕等が必要なものがあれば、その中に盛り込んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 医師確保への待遇改善策を目的として、事業費約20億円で新築マンションAが整備されましたが、その目的がなかなか達成できていないのかなと、そのように感じます。そんな中で、今後も病院事業公舎の新たな整備を必要としているのか、具体的な考えと、病院としてどのように医師等の居住施策を考えていくのか、これに対して伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） まず、新たな整備計画、それから医師の居住環境等に対する考え方ということだと思いますけれども、新たな整備につきましては、先ほど申しましたとおり、中期計画の中で検討していきたいと考えております。ですから、それに盛り込まれない場合は、当然4年間は整備をしないということになると思っております。

それから、医師等の居住につきましては、今後とも医師が敷地内に居住し、救急医療等において地域医療に資するためには居住することが必要と考えておりますので、引き続き医師等につきましの環境を整え、できるだけ病院の中に居住していただけるよう、お願いしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 続いて、2項目め、商工観光事業、（1）の旧いいおか荘の状況について再質問をいたします。

旭市は、全国でも指折りの農水産物の宝庫であります。そのため、これからこれらを大いに活用していただき、できる限り地元の食材や地元の商店などを使っていただき、地元還元をしていただきたと、そのように思うわけですが、その考えと、また雇用についても同様に、地元雇用により地域の活性化につなげていただきたと思いますが、それらの状況や具体的な取り組みなどがございましたら、お伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、地元とのかかわり合いについて、初めに雇用についてお答えします。

現在はレストランと日帰り入浴の営業でございしますが、12名が雇用されており、全員市民と聞いております。また、今後の採用についても、市民を優先して雇用していくと聞いております。

続きまして、食材の仕入れでございしますが、現在、地元の鮮魚店、肉店、スーパー等に発注しています。今後できるだけ市内の業者から地元産の食材を仕入れていくものと聞いております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） いいおか潮騒ホテルや道の駅季楽里あさひの開業は、観光事業の活性化に直結するものと思いますので、観光による新たな地域振興など、どのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 旧いいおか荘は、いいおか潮騒ホテルの開業につきましては、飯岡地区の震災からの復興のシンボルと考えております。今後、飯岡地区の観光の拠点となって、他の宿泊施設と共存共栄を図って、経営の安定化を目指していただきたいと思います。

現在、本市には多数の観光客が見えられたとき、1施設では収容できる施設がございません。今後は他の施設とタイアップして、多数の観光客が訪れるツアー等に対しての誘致も考えられます。

また、大学生の合宿等に対しても、市内の体育施設を利用していただきまして、施設が協力して誘致できるものと考えております。

先ほども申し上げましたが、いいおか潮騒ホテルが飯岡地区の観光の拠点となって、他の宿泊施設と共存共栄を図って、観光の振興に努めていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 旭市として、当施設へ観光事業などさまざまな角度から支援をしているようです。施設利用が盛況で、なおかつ飯岡地区がかつてのようになぎわいが戻った場合には、新たに当施設に対して増改築等の整備が必要になると思いますが、その考えと、利用客が多く、現状の施設で受け入れが困難になるほどの場合、今共存共栄とありましたが、具体的に民間事業者とどのような形でかかわっていくのか、その点についてお伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 5月22日のカフェレストランのオープンから、いいおか潮騒ホテルには多数のお客様が訪れていると聞いております。

また、日帰りの入浴の営業も始まり、7月には宿泊施設がオープンを予想されております。本格的に稼働しまして、経営の安定化を図っていただきまして、通年型の宿泊施設として、旭市の魅力を観光客に楽しんでもいただけるような施設にしていきたいと思います。

まずは、経営の安定化を図ることが優先であると考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、（2）道の駅に対する取り組みについて、再質問をいたします。

近年、竣工している全国の道の駅は、報道等の効果もあつてか、全国的なはやりを感じま

す。本市の道の駅も、このような流れに乗り、一過性のものではなく、長年市民に愛される運営をしていただきたいと思います。季楽里あさひの特徴、特色について質問をいたします。

例えば、香取市の水の郷さわらは川の駅、芝山町の風和里しばやまは空の駅、神崎町は、そのままずばり発酵の里こうざき、それと、九十九里町には類似施設で海の駅九十九里などがあり、大変分かりやすい名称になっています。

本市においては、どのような名称で特徴、特色を考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 道の駅の特色ということですが、今までご案内のとおり、何でもそろろうが旭だというようなことで、何でもそろう反面、特色がというようなところに欠けているというようなご指摘も、もちろん受けております。

今回の名称の募集につきまして、季楽里あさひが選ばれた。まさに今後、旭市が目指すべき道の駅をある意味、的を射ているのかなというようなことから選ばれたというふうに理解しています。そこでの経緯ということで、若干お話しさせていただきますと、名称の意味が野菜、肉、魚、果物、花など、さまざまな特産品が旭市にはあり、訪れる人が季節を問わず楽しむことができる。子どもからお年寄りまで、みんながいつまでも楽しめるよりどころというようなことからネーミングされたというふうに聞いています。まさしくこれが特色ではないのかなというふうに考えています。よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 何でもそろう旭で、非常にいい名前かなとは思いますが、なかなか分かりづらいし、ちょっと僕もパソコンで入力していて、ちょっと入力するのも大変で、何でもあるとなぞらえて、何かいいネーミングや何か、今後皆さんの知恵で出てくればいいなと、そのように感じますが。

このほど、5月28日に観光組織の再編があり、旭市観光協会と飯岡観光協会の統合と併せ、旧海上・干潟地域を含めた新たな組織として、観光物産協会が設立されたと聞きましたが、その観光物産協会と道の駅のかかわり合いや共同事業等の考えについてお伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 観光物産協会との道の駅季楽里あさひのかかわりについてお答

えします。

先ほども言いましたように、先月の28日、観光事業の振興と市産品の普及宣伝と販売促進により、地域経済の発展を目的として、旭市観光物産協会が設立されました。今後は、市の観光や物産など、旭市を幅広くPRしてくれるものと期待しているところでございます。

10月にオープンする道の駅季楽里あさひについては、交流・情報発信スペースで総合情報案内板やパンフレット等により、観光情報の発信を行うようですが、観光物産協会としても、旭市を訪問してくれる方が増えるよう、道の駅季楽里あさひと協力し、知恵を出し合いながら、情報発信やイベント等が行えるよう検討していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 現在、道の駅、これ担当は企画政策課が行っていますので、そのため所属している総務常任委員会が所管で、これまで審議しております。

先ほど商工観光課長の答弁を聞いて、竣工後は、特に商工観光の側面が強いと思いますが、引き続き企画政策課が担当していくのか、お伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 組織の問題でありますけれども、今のところ企画政策でずっとこれまでやってきたということの中で、オープンの途中から所管がえをするというわけにもいきませんので、来年の3月までは企画政策課で担当していただくということで、それ以降は、いろいろ関連がある担当の課が、所管の課があると思いますので、庁内でもいろいろ議論して調整をして、新たな所管を設けたいと、そのように思っているところでありますので、よろしくをお願いします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 続いて、3項目め、環境保全事業について、（1）の生活環境美化への取り組みについて、再質問をいたします。

それでは、生活環境美化の事業の一つである側溝清掃についてですが、地元の市民が行った実績と、その汚泥処分の方法と経費について、直近3か年の実績が分かりましたら、お伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川 昭） それでは、側溝清掃の関係のご質問でございます。

まず、側溝清掃への取り組みということで、現在、側溝清掃につきましては、市が管理しております側溝等へ生活排水が流入している部分について、地元から事前に道路側溝計画書というのを提出していただいております。それに基づきまして、なるべく回収の日程が重複しないように調整を図りながら、地元との協働作業で実施をしております。

作業方法につきましては、地元の方々に泥上げを実施していただきまして、上げた汚泥について、市のほうで契約した業者及び環境課のほうで回収をしております。

業者につきましては、汚泥量の多い箇所の回収と、地元の方々では対応が難しい大型排水路、そちらにつきまして業者委託ということで実施をしております。

また、回収した汚泥の処分につきましては、専門の業者へ搬入しまして、適正に処理をしているというところでございます。

次に、実績ということでございますが、こちらは申し訳ございませんが、24年度から26年度の年間平均ということでお答えをさせていただきたいと思えます。

初めに、地元との協働作業でございますが、こちらは253件、汚泥の回収量は1,045トンであります。内訳は業者の分が109件、853トン、環境課直営分が144件、192トンとなります。大型排水路のほうの関係につきましては、こちらは4件で342トンということになります。

続けて、経費のほうにつきましては、過去3年間というお話でございますので、こちらは収集運搬及び処分費の合計額ということでお答えをさせていただきます。

平成24年度は2,831万円の支出でございました。内訳は業者委託分が2,037万3,000円、大型排水路分が585万5,000円、環境課直営分につきましては、こちら処分費のみとなりまして、209万円でございました。

平成25年度は3,315万6,000円、内訳は業者分が1,630万4,000円、大型排水路分が1,436万1,000円、直営分は249万1,000円でございます。

平成26年度は4,672万7,000円、内訳が業者分が3,376万3,000円、大型排水路分が1,114万7,000円、直営分は181万7,000円ということでございます。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 市が今直営でやっているという側溝清掃についてですが、その時使用している市で保有する吸引車両の老朽化を感じますが、車両の整備時期やその能力と、市が管理する側溝は、市が汚泥の状況の把握に努め、定期的な対応をとっていただきたいと、その

ように思うのですが、お伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川 昭） それでは、初めに、市の保有しております特殊車両ということでございますが、こちらにつきましては、吸引車と洗浄車というのを2台保有してございます。こちらにつきましては、登録といいますか、購入年月日が、吸引車に至ってはもう30年ぐらい前の車両でございます。それと、洗浄車につきましては、平成3年の購入ということで、だいぶ古い車両でございますので、こちらも年間でいいますと3年平均で70件ぐらいは作業をしていますので、こちらにつきましては、また財政当局のほうと相談をさせていただきながら更新というのも考えていければとも思っております。

それと次の、市でパトロールを実施してという、市のほうでということですが、こちらにつきましては、先ほども回答させていただいてございますが、先ほどの回答の方法で実施してきておりまして、こちらにつきましては、地元の皆様にもご理解をいただいていると考えているところでございます。

市が管理する道路で生活排水が流入している部分を把握していくというのは、これは非常に人力的にも予算的にもちょっと難しいと考えております。今後もこれまでどおりの方法で、市と市民の協働によって作業のほうを進めていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いできればと思います。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 側溝ですね、市民が対応していない、または対応し切れない側溝が多くあります。本市の吸引車、30年使っているとは驚きました。僕も18で免許取って、一番最初に車を買ったのが、まだ20年足らずなんですけど、その時と今では相当能力が違うわけですね。もう30年使ったのであれば、新しい車両を整備していただいて、利用の拡大をしていただきたい、そのように思います。

また、側溝に汚泥が詰まっている場合、気温が上がるこの時期、悪臭や虫の発生などの苦情を一部の市民から聞きます。ここではこのことで悩んでいる物言わぬ多数の市民をどのように捉えているのか、お伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川 昭） それでは、ただいまのご質問でございますが、当然、市のほうで地元と協働ということで作業をさせていただいているわけでございますが、なかなかその協働ではできない部分であるとかということはあろうかと思います。その辺につきましては、全て市で出て行ってやるというのもどうかなというところで、とにかく作業、例えばふたが上げられないとか、そういったことであれば、ほかの部分でちょっとその周りにごみが落ちているとか、そういったのは協力をしていただきながら、それらを含めて協働ということでやっていければと思います。

このにおいについては、どうしても出るというのは、これはしょうがない状況ですけども、その辺は地元の皆さんのほうから、また要望なりとかいただければ、その時点で対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、4項目め、児童クラブについてです。

（1）利用児童と受託料の状況について再質問をいたします。

近年の利用割合は増加傾向にありますので、今後も保護者の就労に伴い、利用児童数の増加が予想されます。少子化との兼ね合いの中で、施設整備や今後どのように運営をしていくのかと。

納付方法についてですが、就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童が加入資格であるのに、納付書での窓口支払いのみの取り扱いでは矛盾し、不便であろうと思います。ぜひ納付方法を広げていただき、とりわけ現在の利用数を考えますと、口座振替については早期に実施すべきと思いますが、お伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、初めに施設整備につきましての考えについてお答えをさせていただきます。

本年5月1日現在の利用児童の状況でございます。先ほどの答弁と重なりますが、利用児童数は656名で、小学校児童全体の約19.5%の利用でございます。これは3年前の平成24年度の利用率15.4%に比べ4ポイントほど増加となっております。市内の小学生が減少している中で、児童クラブの利用数はこの間に100名の増加が見られました。保護者の就労等に伴うニーズが高まっている状況でございます。

ご質問の今後の施設整備につきましては、児童数の動向や利用状況を見ていくことが必要

ですが、現時点では新たな整備の予定はございません。

続きまして、口座振替についてのご質問でございますが、就労されている方々の納付負担の軽減と、そしてまた便利で安全であることから、議員からご指摘いただきました受託料の口座振替につきましては、その実施に向けて作業を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） では、いち早い口座振替の取り入れ、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、5項目めの水道事業について、（１）配水設備の状況について再質問をいたします。

市内配水管等の漏水件数について直近の状況と、今後の配水施設の整備計画についてお伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） それでは、市内配水管等の漏水件数、直近3か年の状況と今後の排水施設の整備状況についてお答えいたします。

漏水は配水管本管の破損、あるいは給水装置等の破損、消火栓のねじのゆるみ等からの漏水というのが大きく分けるとあるんですけども、平成24年度にはそれらを足しますと27件です。25年度は15件、26年度は20件となっております。

今後の計画ですけれども、破損等による漏水の多い路線、これは地盤状況が悪い箇所、あるいは交通量の多い箇所等に多く見られるんですけども、そういった配水管等につきましては、計画的に布設替えをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 海上配水場増池事業が予定されております。今年度と来年度の2か年にわたり、全体事業費が5億4,000万円で行われますが、これまで説明によりますと、整備後は既存配水池と併用して稼働させると聞きました。このことによる自然流下地域の拡大はどのあたりに何件増やせるのかと、維持費、この変動があらうかと思っておりますので、併せてお伺いいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） 自然流下区域、これどの辺の地域か、あるいは維持費の変動についてという質問でした。

自然流下区域はどの辺かということなんですけれども、これは江ヶ崎地区の一部、大正道路沿いの東側、それと網戸地区の一部を予定しております。件数的には約700件を見込んでおります。

それと、維持費の変動ですけれども、先ほどランニングコスト的なものを説明させていただきましたけれども、電力量で比較しますと、電力量が年間1,292万5,000円かかっております。そして給水件数が1万2,307件、1件あたりにしますと1,050円ですので、単純に700件掛けますと73万5,000円の減となるというふうに見込んでおります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 海上配水場の増池事業による自然流下地域の拡大に、まだだいぶ余裕があるものと思いますが、今後、拡大計画について質問をいたします。

また、合併前の旧旭市においては、地形的制約から大半を配水ポンプにより圧送していますが、現在は市内に東から西にかけて東総台地が広がり、地の利を生かし、自然流下系統を拡大できます。環境への負荷を軽減させ、最も経済的である増池事業を、干潟配水場等の利用を早期に行うべきと思いますが、これ最後にお伺いをいたします。

ありがとうございました。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） 今後の自然流下区域の拡大というご質問でした。

平成22年12月に策定しました旭市水道ビジョンにおいては、安定供給や動力費の抑制等を目的に、自然流下区域の拡大を図っていくことになっており、今回の海上配水場の増設は、この水道ビジョンの計画に基づいて実施しているものであります。自然流下区域の拡大のための配水池増設につきましては、今後も計画的に進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、11時20分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時 8分

再開 午前11時20分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 滑 川 公 英

○議長（景山岩三郎） 続いて、滑川公英議員、ご登壇願います。

（17番 滑川公英 登壇）

○17番（滑川公英） 17番、滑川公英、平成27年旭市議会第2回定例会におきまして、一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

来る7月には、1市3町が合併し10周年を迎えます。また、旭の道の駅季楽里あさひが10月16日にオープン予定です。市民皆様のご賛同、ご愛顧を切に願っております。よろしくお願いいたします。

一般質問は4件です。市民の皆様に分かりやすく簡潔明瞭な答弁を期待します。

では、1番目に、マイナンバー制度について。

マイナンバー制度とは、社会保障・税番号制度で12桁の番号であるが、直近に日本年金機構の個人情報125万件がサイバー攻撃で漏えいし、マスコミをにぎわし、雲行きが怪しくなっております。しかし、国の予定では、2016年1月から本格的な運用がスタートするそうです。

そこでお尋ねいたします。

1番、制度の内容について。そもそもこれはどういうことなのか。いつから始まるのか、どんなところで何に使うのか。社会保障の手続きはどう変わるのか、税の手続きはどう変わるのか。法人に対するナンバーは、災害対策での利用とは、このようなことをお尋ねいたします。

前段でも述べましたが、国は安全・安心の制度とうたっていますが、個人情報漏えいが既に起きています。マイナンバー制度の信頼性にも波紋が広がっています。市の個人情報の流出に対するセキュリティ対策はいかになっているのでしょうか。

大きい2番として、夏休み中の学童保育についてお聞きいたします。

学童保育は、放課後児童クラブとも呼ばれていて、放課後や夏休みなどに小学生を預かる

制度で、今年4月から小学3年生程度までが6年生まで拡大されました。旭市では、設備がだいぶ拡充されてきておりますが、運営に係る統一基準をお示し願いたいと思います。

また、平成26年度の年間実績及び27年度の予定学童数、そして夏休み中の学童保育の実績と今年度の予定数はどのようなになっているのか、お尋ねいたします。

夏休み中の学童保育の給食対応について。共働き家庭の増加や核家族化の進行により、また、少子高齢化に伴う労働人口の減少を、女性の社会進出で少しでも補おうとする国の政策もあり、学童保育の需要が高まっています。職場進出の保護者の負担を軽くする夏休み中の学童保育の昼食についての対応についてお尋ねいたします。

大きい3番目のふるさと納税について。

ふるさと納税とは、自治体の寄附金のことです。個人が2,000円を超える寄附を行った時に、住民税のおよそ2割程度が還付、控除される制度で、実質今納めている県民税、市民税の一部を任意の自治体へ移転することです。ふるさと納税の五つの特徴とは、一つに特産品がもらえる、2番目に生まれ故郷でなくともオーケー、3番目に税金が控除される、4番目に税金の使い道を指定できる、5番目に複数の自治体から選べるとなっております。

千葉県では、54市町で行政が無関心な市町村が9市町あり、旭市もその1市です。近隣の市町は、皆力を入れています。旭市は東日本大震災でたくさんの義援金、寄附金を援助されましたが、ふるさと納税には無関心でした。

道の駅季楽里をオープンすることですが、旭の特産品をPRするためにも、銚子市に負けない本腰を入れて取り組むことを切望しますが、市長のお考えはいかがなのでしょう。

4番目として、プレミアム商品券についてお尋ねいたします。

政府が消費税引き上げにより、消費落ち込みに危機感を感じ、2014年補正予算で1,589億円の交付金を計上し、全国の9割を超える自治体がプレミアム商品券を発行するそうです。

5月に行われた往復はがきによる応募結果について、詳細な答弁をお願いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 滑川公英議員の一般質問に、私のほうからふるさと納税についてということでお答えをさせていただきます。

先ほど、旭市がこのふるさと納税については無関心だというようなご指摘がありましたけ

れども、旭市はご承知のように4年3か月前に大震災がありました。その後、大勢の方々、全国より多大なるご寄附をいただいております、大変多くの積み重ねがあるわけでありまして。その都度都度、いろいろな礼状とか、そういった部分は差し上げているところでありまして、すけれども、一般的には寄附をもらって何のお礼もしないということの中で、総じて見れば、この義援金のほうもふるさと納税というようなことに位置づけられるわけでありまして、その返礼をやっていなかった3年半といいたいまいしょうか、そういった部分の中で、これから今すぐ4月から早速ふるさと納税で返礼品を差し上げようというようなことには結びつかないのかなと、そんなような思いで、一応復興の期限が5年間というような復興計画にあるわけでありまして、その復興計画中は義援金として復興のために使わせてもらおうと、そういったものの中で積立金を積んで今いるわけでありまして。

来年の4月から、いわゆるふるさと納税での返礼品も含めながらのそういった仕組みをつくっていかうと、今庁内で意思統一をしているところでありまして、そのための準備を今しっかりといろいろ議論をしているところでありまして、来年の4月からはふるさと納税ということで、道の駅の品物、あるいはまたいろんなところの産品をみんなに考えていただきながら、納税をしていただいた方にはお返しをしようと、そういった部分で今進んでいるところでありまして、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、滑川議員の1番目のマイナンバー制度につきましてお答えを申し上げます。

まず、制度についてということで、この内容、それからどのように使うのか、いつからかというようなご質問がございました。ご存知のとおり、社会保障・税番号制度ということで、マイナンバー制度がございます。住民票を有する全ての人にそれぞれ一つの番号を付しまして、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理いたしまして、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であるということの確認を行うために活用されるということになります。

法人のお話もございました。法人につきましては、国税庁長官が法人等に法人番号を通知するという形になっています。法人番号は原則公表するというもので、民間での自由な利用もできるということで、これは13桁になります。

それから、今後の扱いなんですけれども、今年10月以降、住民票を有する全ての方に12桁

のマイナンバーが通知されると。住民票の住所に基本の4情報、氏名、住所、生年月日、性別と、それからマイナンバーが記載された紙製の通知カード、これが郵送されます。これは郵送するところは、地方公共団体情報システム機構というのが新たに去年の4月に設立されておりまして、ここから出るのかなということになっています。

それと、この使い方なんですけれども、実際にはこれを入れる効果という形になろうかと思います。行政機関や地方公共団体などで、さまざまな情報の照合、転記、入力などに要している時間、労力が大幅に削減されていくというような形になって、要するに書類なんかの申請があった時に、添付書類が省けるということになります。それは冒頭申し上げました社会保障、税、災害対策の分野でということになります。

それから、所得や行政サービスの受給状況を把握すること、それから給付を不正に受けたりすることの防止、それから、本当に困っている人に必要なもの、きめ細かな支援を行えるようになるということになります。

あと、10月の通知があった後、この1月からは希望される方に、今度は個人番号カード、これを交付いたします。申請の方法は通知カードとともにお知らせする予定で、実際にはこの5月25日に国・県の状況、それから今後こういう事務が発生しますよということで、説明会があったばかりでございまして、市のほうもこれからの対応になるということで、その辺はご理解いただければと思います。

あと、個人番号カードなんですけれども、基本4情報、氏名、住所、生年月日、性別と、そのマイナンバーが記載された顔写真付きのICカードになります。当然、これは無料で1回目発行されるということになります。

事務の利用ですけれども、具体的には国のほうでは97件の事務ということでお話ししてありますが、実際市の中で使うのは20ぐらいになるんだろうと思います。例えば年金を受給しようとする時に、年金事務所にマイナンバーを提示するであるとか、健康保険を受給しようとする時に、健康保険組合にマイナンバーを提示するとか、児童手当の現況届を出す時に市役所にマイナンバーを提示するとか、そういう形になります。そうすることによって、今まで添付していた所得証明書とかが必要なくなるとか、本人を確認するための用紙が削減されるとか、そういうことになります。

あと、この(2)のセキュリティー対策、個人情報の保護ということでございますけれども、これは国のほうも相当神経を使っております。今回の年金の125万件の流出があった。それで、実際に国会審議が若干遅れているということも現実にはありますけれども、その

ところは制度とシステム面、両方から個人情報保護する、そのための措置を講じています。

制度面の保護措置ということでは、法律が規定にあるものを除いて、マイナンバーを含む個人情報の収集、保管は禁止しています。あと、特定個人情報保護委員会という国の第三者機関、これがマイナンバーを適切に管理されているか監視、監督していくということになります。罰則も従来よりは重いということになります。

システム面の保護措置といたしましては、個人情報を一元管理しないということになります。従来どおり、年金の情報は年金事務所にある、税の情報は税務署なり税務課といったことになります。分散して管理することになります。要するにＩＣカードの中に全ての情報が入ってしまうということではないということですね。いわゆるＩＣのクラウドのようなイメージをしていただければよろしいかと思います。

行政の間で情報のやりとりをする時も、システムにアクセスできる人を制限して、通信する場合は暗号化というようなことになっています。

それと、特定個人情報、マイナンバーを含む個人情報なんですけれども、これを保有する前に漏えいその他の事態を発生させるリスクを分散するというで、これを宣言しながら特定個人情報保護評価というのを義務付けるということにしています。この漏えいを未然に防止するというのが大切ですので、市民の信頼の確保を図るために、こういう制度を設けているということになります。

あと、先の話になりますが、ネットワークシステムを使って自分の個人情報がいつ、誰が、どのようなやりとりをしたのか、これを自分で確認できるような手段が今回は講じられています。これは実際には平成29年1月ということで、だいぶ先になるんですけれども、マイ・ポータルという自分専用の記録開示システム、これが稼働します。そこで自分の情報がどのように使われたかを、そこに行くことによって見るができる。そのような形で、今回は流出対策をさまざまな角度から図っているということでございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、夏休み中の児童クラブにつきまして申し上げます。

初めに、運営でございますけれども、児童クラブ開設時間は午前8時30分から午後6時まででございます。大まかな1日の保育の流れでございますけれども、児童クラブごとに若干の違いはございますが、登所後、出席後、朝の学習、それから遊び、あるいは午後ですと昼食を挟みまして休憩、お昼寝、そして室内遊びや室外遊び、掃除等々の日程で1日を過ごし

ているところでございます。

実績でございますけれども、平成26年度の夏休み中の保育実績ですが、7月は667名、8月は573名でございました。

次に、平成27年度の夏休み期間中の予定でございますけれども、開所日数は36日間でございます。5月31日現在の申し込み数は672名です。今後も加入、退所により若干の増減はございますけれども、例年を考慮いたしますと、7月は670名程度、8月は570名程度を見込んでいるところでございます。

昼食の対応につきましてお答えいたします。

現在、児童クラブでは夏休みなどの長期休業中、そして土曜日の昼食につきましては、家庭から弁当の持参をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、4番のプレミアム付商品券の応募結果についてお答えいたします。

スーパープレミアム付旭市商品券発行事業の販売方法につきましては、今回の発行規模を勘案し、購入時に混乱が生じないように、予約販売方式で5月1日から5月末までの間、往復はがきで購入予約を行いました。

応募結果でございますが、はがきによる応募総数は3,705通、申し込み人数は6,115人、応募セット数は2万8,329セットでございます。予約申し込みされた方の商品券の引き替え期間につきましては、今月の20日から30日までとなっております。

また、予定数に満たなかった部分の商品券は、7月12日に旭市商工会本所及び支所等にて販売を行う予定でございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） では、マイナンバー制度について、詳しい説明どうもありがとうございました。この制度については、商売ややっている方々はだいぶ心配しているんじゃないかと思われまので、この制度の周知については、総務課ではどのように考えておるんでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） まず、周知なんですけれども、国のほうが一元的にまず大々的に実

施しています。テレビの宣伝でも今流しているところであります。

市といたしましても、このマイナンバー制度につきましては、こういうものですよということで、まずホームページにはもう既にアップしているところであります。というのも、先ほど申し上げたとおり、国・県の制度の概要というのは非常に分かりにくかった。それと、市町村の事務というところが明確に出てこなかったことがありまして、それが5月25日の説明会で相当の資料が出てきたことがありましたので、それを受けて直ちにホームページに載せたという状況になっています。

とにかく市民の皆さんには、10月からナンバーが行く、それから、1月からは個人カードの申請ができるということを周知させていきたいと思っています。まずはホームページにはもう既に載せている。当然広報もしていく予定であります。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 今ある住基台帳カードですか、それも同じような条件で載せてあるんですけれども、それとどのようにマイナンバー制度になると変わるんですか。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 住基カードはマイナンバーのカードが出された段階で、今度はそれと引き替えになります。要するに住基カードはマイナンバーにかわるということになります。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） これはマイナンバー制度は、生まれたらもうその方が亡くなるまで一生変わらない。とんでもないアクシデントがない限りは一生変わらないということなんで、その辺のこともすごく大切なもので、そういうことについても、やはり情報開示、制度の説明、今回ネットで125万件が漏えいしたということによって、かえってマイナンバー制度が周知されたというようなことはありますけれども、メリット、デメリットという分についても、ぜひ行政のほうで市民の皆様にアナウンスしていただかないと、その利用にしても、来年1月からのことについても、なかなか納得していただけないんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 今議員ご質問のとおり、マイナンバーは一生使うということになっています。マイナンバーが、この番号を変えることができるというのは、唯一漏えいして不

正に使われるおそれがある場合を除いて、これは一生変更されないということで、これは既にホームページにも載せているところであります。この辺は当然しっかりとPRしていきたいと思っています。メリットというのは、当然市のほうの手続き関係もあるんですけども、市民が申請をする時に、そのマイナンバーで添付する書類が減らせるというのは非常に大きなメリットであると思います。こういったところも含めてPR、周知漏れのないようにしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） では、個人情報保護について。マスコミ報道に大きく取り上げた学習塾の経営のベネッセですか。情報漏えいにより会社は甚大な被害をこうむり、信用度は急降下いたしました。

旭市でも昨年度から職員により不祥事が発生しておりますが、これは個人の資質が問われることなので、それほどのダメージではないかなと、ダメージだという方もたくさんあると思いますけれどもね。それよりも、このマイナンバー制度の個人情報が職員によって故意に流された、そういうようなことを行政としては対処しておるのでしょうか。それともこれから対処するつもりなのでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 確かに昨年、教育のベネッセですかね、ここで非常に大きな問題になりました。それはいわゆる勤めていた方がデータを抜き出して、出してしまったということだったと思います。当然、職員による故意による漏えい、これはあってはならない。これは公務員全体として、既に公務員法の中で守秘義務というのがあるということで、そのところは資質の問題になってしまうかもしれませんが、そういった点も含めて、不祥事防止ということで、おとしの発生以降も相当の回数で職員には周知徹底を図ってきているところでした。その辺、なかなか完全に防止できないということはあるかもしれませんが、市としてはしっかりと職員の教育をしていきたいと思っています。

あと、先ほど罰則の規定が厳しくなっているということでお話ししましたが、地方公務員法、地方税法、それから番号法の比較ということであれば、地方公務員法の情報漏えいの関係は1年以下の懲役、または3万円以下の罰金なんですね。だけれども、番号法では4年以下の懲役というような、非常に懲役刑重たくされているという状況がありますので、この辺は厳しく臨んでいるということでご理解いただければと思います。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） その罰則規定なんですけれども、これはだいぶこのマイナンバー制度については厳しくなっておりまして、懲役4年ないしは罰金200万円、そのどちらか、ないしは両方というような方向になっておりますので、ぜひ、職員によって情報漏えいされたことでは市民に対して申し訳ないんで、その辺のことの倫理規定について行政のほうでしっかりと学習していかないと、とんでもないことになるんで、今までの個人とは全然違うんで、ぜひその辺の対策をお願いしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 今ご指摘のございましたとおり、市としてはしっかりと職員教育をしていきたいと思っております。ただ、少なくともアクセスできる人の制限等もかける予定でございますので、その辺も含めて職員教育をしていきたいと思っております。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） どうもありがとうございました。

では、夏休み中の学童保育の給食について。

先ほどは弁当で対応、それは保護者の方が全部弁当で対応しているんですけれども、やはり職場が大変忙しいと、そういうことで、実際に自分のお子さんに対しても、なかなか30日も40日も継続して弁当が作れない家庭もたくさんあるという話で質問したわけです。ですから、これ約600人くらいあるんですけれども、別に私はコストのかかる給食センターを稼働しろと言っているわけじゃないんですよ。

もし必要なら、15地区の中で手を挙げてもらって、民間の業者さんに安い弁当を作って、そのくらいのあっせんですか、ないしは情報開示ですか、民間のお弁当屋さんの業者に対してやってもいいんじゃないかと。まだ今のところ、銚子市もやっていません。匝瑳市もやっていません。少しでも周りと同じじゃなくて、周りとは違う行政の仕方があるんじゃないかということで提案しているんですよ。全然、ただ現場担当の方々が、少し数はどのくらいですかと、それくらいだけの事務ではないんですか。ぜひ再考していただければ、やはり昔で言えば鍵っ子ですね。そういう方々に対しても、今は学童保育になっていますけれども、フォローできるんじゃないかと思うんですよ。いかがなものでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） ご指摘のように、仕事をしながら家事ですとか育児をこなさなければならぬ保護者の皆様にとりましては、夏休み中に弁当を作ることにつきましては、ご負担に感じる方もいらっしゃるかもしれません。ご提案をいただいたように、業者による弁当は、こういった状況を解消する簡便な方法とも言えます。子育ての大変さを心配されてのご質問と理解いたしました。

さて、ご家庭で作った弁当には、やはり単に空腹を満たすだけではなくて、市販の弁当からは得られないさまざまなよさがあると思います。真心のこもった弁当だからこそ、食べ物を粗末にしないという心情が育ったり、弁当として親子の食育につなげたりすることもできると思います。忙しい中、弁当を作ってくれた家族へのありがとうという感謝の気持ちは、お子さんの心に確かに刻まれるものと考えております。

しかしながら、さまざまな事情により、ご家庭で弁当が作れない場合も予想されます。このような場合には、市販の弁当等を持参してもよいこととしていますので、これまでどおりご家庭からの弁当持参について、ご理解をお願いしたいと考えております。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） この費用ですか、旭市でも匝瑳市でも銚子市でも、多分夏休み中は1万円くらいで料金は変わらないと思うんですよね。それで、なおかつおやつは全て持参というのもこれも変わらないと思うんです。ですから、ただあとは、今本音と建て前があるわけでしょう。私が言っているのは、本音のほうを言っているわけですよ。お母さん方が大変だから、連絡して例えば民間の弁当屋さんが手を挙げてもらえたら、そこに30でも40でも昼間までに届けてくれるとか、そのくらいの簡単なサービスくらいだったらいいんじゃないかと思っているんですが、いかがなものでしょうか。基本は今課長が言ったように、真心のこもった手づくり弁当というのは当然ですよ。本音の中でお話ししているんであって、ぜひ行政で、行政というより、担当の方が少しは骨が折れるんでしょうけれども、やっていただければ幸いじゃないかと。お母さん方も朝の一番忙しい時にほっとするんじゃないかと思って質問しているわけです。再考をお願いできませんか。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、昼食につきましては、夏休みの児童クラブ、非常に1日長い生活の時間となります。そういった中で、子どもたちにとっては、昼食というのは大きな楽しみの一つではないかなと、そんなふうに考えています。それぞれのお子さんの好

みですとか、それから、アレルギーに対する気遣いですとか、あるいはふだんから食べなれた味の弁当は、やはりその1日の長い生活の中で何よりも安心感を与えるものと考えております。

親の子育てへの負担を軽減するという意味においても、業者による弁当というのは便利でございますけれども、一方で集団生活という環境の中で、弁当を食べる側の子どもの気持ちも大切にしたいなと思っております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） ありがとうございます。

では、ふるさと納税に入ります。

銚子市では2008年から始まりまして、2013年度は68件で715万円、今年から謝礼品を6品目から116品目と拡充し、ふるさと納税額の大幅アップを図っています。行政の取り組み、努力によっては、旭道の駅季楽里、この年間売上げ目標4億4,000万円を上回ることも不可能ではないと思います。

謝礼品については、野菜の詰め合わせからカジキマグロ1本、工芸品、ホテル宿泊等々、多種多様で旭ブランドの確立、知名度アップ、道の駅リピーター確保のためにも、早急に取り組んでいただけないかな。先ほどは市長から前向きな答弁をいただきました。来年の4月からやると。でも、今まで例えば何十億円っていただいたものに礼状だけ、ないしは賞状だけでは、本当はよくないんじゃないですか。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（佐藤一則） ふるさと納税に関係します今準備なんですけれども、財源の確保等ありますので、行革、企画、それから関係課で今準備を行っております。当然10月からオープンします道の駅についても、利用していきたいということも考えております。

また、税の仕組みも変わりまして、証明書の関係が自治体から自治体へ流れるという簡便さができるというようなことなどもあります。

それから、近隣の状況等いろいろ調べたところ、当然、道の駅等を利用しております。県内の状況等も踏まえまして、今品物についてはどういう形で行ったらいいか、それから税の仕組み、それからホームページの関係、それから業者委託等の関係につきまして、細かく今

精査しております。

なおかつ、ふるさと納税の事業を行うということで、条例化とか、そういう問題もございます。したがって、今、年度内にできるかどうかというところにつきましては、非常に微妙でございますので、28年度から行革のほうのプランに載っておりますふるさと納税が実施されるというプランがございますので、そのプランにのっとりまして、4月から最低できるような準備をしたいというようなところで、今準備をしておるところでございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の一般質問は途中ですが、昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 0分

再開 午後 1時 0分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、滑川公英議員の一般質問を行います。

滑川公英議員。

○17番（滑川公英） ふるさと納税の先ほどに続きまして、3問目なんですけれども、全国の自治体で、昨年度、最も多くのふるさと納税を集めた都市は長崎県の平戸市で、謝礼に配る干物が大人気で14億6,272万円、魚介類が人気の佐賀県の玄海町が10億6,662万円、3位が北海道上士幌町の9億7,475万円で、これは牛肉が売りでした。ふるさと納税は、ぶっちゃけた話、特産品目当てが浮き彫りになっています。農水産品県下第1位、全国8位の産業力を生かすふるさと納税には、行政だけでなく地場産業の活性化にもつながると考えるので、ぜひ前倒しで、季楽里あさひのオープンと同時にやっていただきたいと注文して、ぜひ市長の、もう一度再答弁をお願いしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほど言いましたように、来年の4月から一応目標にしていろいろ準備を整えているところで、今行政改革課長から話がありましたように、条例の制定とか返礼品の問題とか、今ここで検討して結論をつけないければならい部分がいっぱいあるわけでありま

して、その準備、10月17日までにいろいろ整えていくには少し無理があるのかなと。これまでは、やはり義援金というような形で復興の支援をいただいたわけでありまして、中には、3,000万円もくれたところもあるわけでありまして、そういった部分で、そういった返礼品は控えさせてもらっていたわけでありまして、5年の復興計画が終わった時点で、しっかりと市内外に周知をして、旭市もこれからふるさと納税を始めますという形でしたいと思いますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） どうもありがとうございます。では、来年の4月に向けてしっかり頑張っていきたいと思います。

では、プレミアム商品券について質問いたします。

旭市では、商品券発行業務を商業振興連合会が担っておりますが、3%の事務費がかかっています。毎年、旭市では産業振興のためにプレミアム商品券事業に補助しております。2015年3月4日締め切りの交付金使用申請が、県内54市町村では結構独自色をうたっていましたが、我が旭市は間に合わないからと独自色を出せませんでした。多分面倒くさかったからかなと思いますけれども、これからはプレミアム商品券の事業に対して継続的に補助をしていくのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それではお答えします。

先ほどの換金手数料の関係と併せてご回答申し上げます。今回のプレミアム商品券につきましては、国の交付金を利用しまして換金手数料は無料となっております。次回からの手数料の関係でございますが、一般的に3%をとられておりますが、よく商品を購入した場合、カード手数料というのは大体2.5%取られているものでございます。議員おっしゃるように、今後の発行事業につきましては未定でございますが、過去には、発行するに当たり、換金手数料を3%としておりまして、それにつきましては事務的経費という形となっております。経費につきましては、事業者において決定していると理解しておりますが、いずれにしましても、事業主体の組織で検討していただきたいと思います。また、今後の補助につきましては、未定でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 継続する方向で検討する。何とも言えないということですか。もし、

これは今までずっと継続してきておりますけれども、これからも継続してやるようであれば、やはり紙の商品券というのはリスクがたくさんあるんで、今全国の自治体でも紙の商品券でない地域通貨とか、そのほうに移行している自治体が多いということなんで、その辺のことも行政のほう、ないしは商振連のほうで考えていただければ、手数料の問題も経費の問題ももっと圧縮できて、プレミアムそのものが一般消費者の方に渡るのではないかと思いますので、その辺のことを次のプレミアム商品券云々というときには、ぜひ検討する題材にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 議員の質問の中で、多分カードでということだと思います。今回のプレミアム商品券につきまして、他市町村でございますが、電子版のプレミアム商品券というのを実施しているところがございます。それにつきましては、議員おっしゃるように、商品券の発行手数料というのはかかりません。その分、金額的に上乗せしていると聞いてございます。この市町村におきましては、既に電子決済の利用環境が整っていた事業だと聞いております。また、今後そのような、次回発行するようになった場合には、連合会と協議して検討したいと思います。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） ありがとうございます。

プレミアム商品券というのは、いいことばかりでなくて、消費の前倒し、一時的な消費喚起にとどまるんじゃないかという全国的に批判もございます。また、旭市でいえば、加入者がロードサイドショップの方々は全然いないわけですから、商振連に加入している商売やっている皆様、ロードサイドショップに負けないような不断の努力が問われているのではないかとと思われるので、その辺も行政指導ということはないんですけれども、ぜひ魅力のある商店、ないしは商店街にしていきたいと思うのですが、いかがなものでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 確かに滑川議員が言われますように、プレミアム商品券を補助すればいいというだけの問題ではないと、いろいろなやり方もあると思います。商振連の役員の皆さん方が、予算編成のころに毎年毎年要望に来るわけでありましてけれども、その中で私のほう

からは、しっかりと効果、検証をしていただきたい。新たなやはりプレミアム商品券販売をしたら、したような活性化が図られたのか、そういった部分もいろんな実績を持ってきてもらいたい、そのようにいつも言っているわけでありまして、そういった面では、これから継続するにしても、しっかりとそういったものを商振連の、500店舗今あるそうですけれども、その中の皆さん方が本当に活性化できるのかどうかという部分を確認しながら、これからの事業を、議会の皆さん方の予算議決でありますので、そういった部分を皆さん方のご理解をいただきながらやっていきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いします。

(発言する人あり)

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の一般質問を終わります。

◇ 有 田 恵 子

○議長（景山岩三郎） 続いて、有田恵子議員、ご登壇願います。

(4番 有田恵子 登壇)

○4番（有田恵子） 議員番号4番、有田恵子でございます。一般質問を行います。

大きく分けて六つございます。

まず一つ目、旭市のコミュニティバスについてでございます。

都会よりむしろ進んだ自動車社会で我々は生活しているわけでございますが、交通弱者と言われる人々のための交通手段の確保を目的として、コミュニティバスが市によって運行されております。時代は変わっております。空気を乗せて走る路線もあれば、飯岡地区のように観光客を含めて乗車数の多い路線もございます。現在、運行量、毎年年間4,500万円の赤字を計上しているということです。時代に対応することなく、同じ運行システムをとり続け、甚だ大きな赤字に対して、市は適切な措置を講じることはないのかと、疑問を呈する次第でございます。

そこで、三つの質問をいたします。

一つ目、赤字を埋めているところのバス運行助成金4,500万円についてでございます。市で投入しなくても済む方法を考えたことがございますかという質問です。イエスかノーかということだけでございます。

二つ目の質問。乗車目的別人数についてでございます。乗車目的というのは、通学、通勤、通院、観光、そのほか、五つに分類できるかと思えます。乗車目的別人数のデータを教えてください。これが二つ目です。

三つ目の質問。バスの運行の効率性と利便性についてでございます。時刻表の中には、市は市民の皆様の足として効率性と利便性の高いバスの運行に務めてまいりますと書いております。もしそのことを実行されているのであれば、どのようなことか教えてください。

以上、コミュニティバスに関する質問でございます。

次に、大きな質問事項二つ目でございます。

職員の採用についてということです。これは、二つ質問がございます。

一つ目は、市の職員採用試験についてでございます。

このたび、新聞報道されましたように、旭市役所職員による前代未聞の万引き事件、これを鑑みまして、一体市の職員はどのようにして採用されているかということを考えてまいります。

そこで、一つ目の質問。職員の採用試験プロセスの説明をお願いしたいと思います。上級、初級、どちらでもいいですけれども、一次、二次、三次試験との関連性。

次に、集団討論と面接試験、二次試験に行うということでございますが、この試験官、どなたが担当しますかということです。固有名詞は結構でございます。

それからもう一つ、一次試験の合格点の決め方。この合格点の足切り、これはどういうふうに決めていますかと。千葉県の市町村の行う試験というのは、筆記試験は全て同じ試験ということです。ちなみに、中央病院も同じ試験ということです。今申し上げたのが一つ目の質問。採用試験のプロセス、中身。

二つ目の質問は、職員による不祥事の再発についてでございます。不祥事を起こした人はもう退職されているとは聞いておりますが、2年前にも3件くらいありましたね。不祥事が報道されました。そして、今年、2年後、4月25日に不祥事が再発しました。

そこで質問です。ちょっとよく考えてお聞きください。再発の原因は一体何であるか。これが質問でございます。

以上が職員の採用のことでの質問でございました。

大きな質問の三つ目、道の駅でございます。

この質問をする前に、ちょっとお願いできますかね。担当課長をお願いしたいことは、お手元の定例議会に配られました旭市道の駅の設置及び管理に関する条例の制定についての文書、いわゆる議題第2号でございます。これをちょっと手元に置いていただけてください。

そこで質問いたします。

なぜそういうことを申しますかという、この条例の第2条のところ、お持ちの方は見て

いただいたら分かりますが、名称、道の駅季楽里とございます。名称は道の駅季楽里ではないと思いますよ。名称は、株式会社道の駅季楽里です。これ、ミスプリントですか。どちらでも結構ですけれども、私は、今からの質問は、株式会社道の駅季楽里ということで質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

質問です。想定はしていないという赤字が仮に出た場合、誰が損失負担しますかということです。前回での定例議会でも同じ質問をいたしました。満足した回答は得ておりません。再度質問いたします。明確な回答をお願いいたします。これは、株式会社季楽里の社長にお願いしたいと思います。

これで大きな三つ目の質問の趣旨は終わります。

4つ目は、三川蛇園線整備事業についてでございます。これには3点ございます。

まず1点目、平成17年合併時の新市建設計画書のどこに三川蛇園線整備事業があるのでしょうか。

私は、今手元に、申し上げた平成17年合併時の新市建設計画書、ございます。どこのページ、何ページ、何段にこの計画がございましょうか。議事録等、いろんな議会での発言、何度もお聞きしています。平成17年合併時の新市建設計画にのっとりという言葉、いろんな方から耳に焼き付いております。どこにありますかということが一つ目の質問。

次に、2点目、JRトンネル工事についてでございます。

旭市総合計画、平成19年の計画では、鶴巻小学校へ向かう坂道を利用するという事でスタートしまして、その後、トンネルに6億円がかかるということが判明いたしました。その6億円はかかるというような話の内容は、JR以外のコンサルタント会社に400万円のコンサルタント料金を払って6億円だと言われたそうです。時が移って、今度は本来のJRのコンサルタント業者に、3,200万円をかけてコンサル料でもって見積もってもらったのが17億円、ぶち抜き工事が17億円ということではね上がりました。それは高過ぎるんだということで、また申し入れて幅を狭くするとか、まけてくれとかというような話で、14億円という着地点になったという話は聞かされております。

質問でございます。現在どうなってますかということです。

三つ目の質問。地権者、道路用地に必要とされる人の地権者の数は50名でございますが、あと何人残っていますか。話し合いはどこまでいっていただけますかという三つの質問でございます。

以上で、この四つ目の質問を終わります。

次、大きな質問事項、五つ目に行きます。

まちかどギャラリー銀座についてでございます。

これには、三つ質問がございます。

まず、入館者、入場者についてでございます。開場日と一日平均入館者数を教えてください。

二つ目、運営委託、これはどなたに運営委託していますか。委託者は、担当課は商工観光課とは思いますが。

三つ目、駐車場確保についてでございます。中央銀座商店街に駐車場は幾つかあるということは承知しております。ただ、この申し上げているまちかどギャラリーからは離れておりまして、例えば初めて来た人でありましたら、駐車禁止の所ですから、わざわざ駐車場を探すというのは手間がかかるような場所にあって、利用しづらい立地ということが分かります。そんな場所にまちかどギャラリーを設置した経緯を教えてください。これは15年ぐらい経過しているんですかね。そういうことで、三つ目は、その場所を設置した経緯というものを教えてくださいと思います。

六つ目、これが大きな質問事項の最後ということになります。

袋公園用地売買についてでございます。

これは、平成21年、約6年前ですね。21年5月15日、旭市役所と地権者との間で交わされたということになっている売買契約のことでございます。この売買契約に関しては、疑義が残されたままになっております。市民の憩いの場、イベント会場にはもってこいの公園であり、公園西側からの進入口ができたことに対して、これには異論はございません。私がこの公園用地売買契約をめぐる疑義を追及するわけは、隠れた真相を明らかにするとともに、問題となったことの根本原因が何であるかを知ることによって、今後の市の行政の透明化と不祥事再発防止を図っていただきたいと願うからでございます。

質問に入ります。

一つ目、仮登記解除日と契約日についてという題名でやっておりますが、平成21年5月15日、仮登記が付けられたままの不動産、土地を市役所が地権者から買ったということでございます。本当ですか。これはイエスかノーかでもいいし、言葉でもいいです。21年5月15日の不動産売買、地権者と市の契約締結、本当にされましたかという話。

二つ目、市は契約を誰と締結しましたか。誰とです。

平成21年5月15日、契約の当日、あるいはその3日前の5月12日火曜日、地権者は来庁も

されていなければ、契約書類にご本人がサインもしたことがないということでございます。
では、一体、市は契約を誰と締結しましたかという質問でございます。

続いて、三つ目、今回の定例議会では、この袋公園用地売買についての質問は、連続で私は7回目となります。飽きもせずに話しておりますが、事前説明会に置いても、再三申し上げていることがございます。私の申し上げたことが虚偽、うそだと思うのなら、地権者のもとへ行って確認とってくださいよと、これ再三申し上げております。あるいは、同時に不明な点については担当課長前任者にも相談してくださいよ、前市長にも確認をとってくださいよとまで申し上げております。この問題を取り上げて1年半、私を訴えてきた人は1人もいません。今申し上げましたように、三つ目の質問、申し上げます。端的に言いますと、ちょっと繰り返させていただきますが、誰と契約しましたかという。それと、三つ目は、一般質問に対する確認をとったかとらないかということです。これもイエスカノーかで結構です。これ、三つ、よろしくお願いいたします。

以上、1回目の質問を終わらせていただきます。自席で2回目から行わせていただきます。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それでは、質問の中の1番目、コミュニティバスについて。それと、3番目の道の駅についてを企画政策課のほうから答弁させていただきます。

まず、コミュニティバスについてということですが、1問目の4,500万円の赤字を出しているというようなご指摘、それに対して市税を投入しなくてもいい方法を検討したことがあるかどうかのイエスカノーかという話ですが、市税を投入しないでというようなことの検討はしてございません。ただ、議員ご指摘のとおり、これは交通弱者のための政策ということで、補助金等、利用料等を引いた後にかかる経費というふうに判断していますので、その辺はよろしくお願いいたします。

それと、2番目の乗車目的別人数はということで、5種類ぐらいに分類できるのかなというご指摘です。これにつきましては、乗車、お客さんを目的別ということでアンケートをとったというようなことはございません。データはありません。ただし、乗降実績で乗降場所等で、ある程度想定になりますが、考えることができるのかなと。主な乗降実績の場所をちょっと申し上げます。旭中央病院です。これにつきましては、25年の実績ですが、実数字持っていますが、割合でお答えします。旭中央病院は全体の29%、それから三つの駅、旭駅、千潟駅、飯岡駅での乗降、これについては41%です。あと多いところで、あさひ健康福祉セ

ンター、これについては4%、市役所、支所等の利用ということで6%、これらから病院、例えば駅ですと通学、通勤ですとか、想像になってしまいますが、そのようなデータはありますが、目的別ということは持っておりません。

それから、3点目、時刻表等に効率性、利便性ということに関してというご質問です。

これを具体的にはどのように効率性、利便性を考えているのかというご質問だと思います。これらにつきましては、まず、運賃や運行ルートの変更等については、バス事業者、国土交通省関東運輸局の職員、区長会や老人クラブなど、地域住民の代表者等を構成員とする旭市地域公共交通会議で協議しております。ですので、ご指摘の効率性、利便性、それから空気を運んでいる等のご指摘もごさいます。その辺のものにつきましては、データ等をそこで説明をしながら、常に効率性、利便性については検討しております。

その次に、道の駅の関連です。

道の駅の最初のご質問が、議案質疑ということになるのかなというふうに思いますが、第2条、一問だけということでちょっとお答えしますと、第2条の道の駅の名称が株式会社季楽里あさひになるのではないかとご指摘です。これにつきましては、道の駅の名称ということで名称募集をして、これに決定していますので、株式会社季楽里あさひというのは、運営しようとしている指定管理者、まだ正式決定ではございませんが、そのための第三セクターの名称であって、あくまでも道の駅の名称は、道の駅季楽里あさひということで決定してごさいます。

それから、一般質問の中で、想定していない赤字というご質問です。

この想定していない赤字という質問、前課長が何回も質問されているのは存じ上げています。ただ、そのような答弁にならざるを得ないことを先にお許し願ひまして、6月1日の全員協議会、ここで第三セクターの季楽里あさひの事業計画なり予算について説明させていただきました。5か年計画はそこで立ててお示しさせていただきましたが、将来の社会変化、今後、競合する可能性の高い企業等の出店やリニューアルを勘案し、低成長で見込んでおりますよということ、その結果、初年度、会社設立の経費、消耗品、備品などの購入、初期の運転資金などの経費がかかるため、営業期間がなおかつ6か月というようなことで、初年度は赤字、2年度以降は黒字ということで計画しております。

以上でごさいます。

○議長（景山岩三郎） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、総務課からは2番の職員の採用につきましてお答え申し

上げます。

まず、（１）の市の職員採用試験についてでございます。流れ、それから試験官、合格点というようなご質問があったと思います。

まず、流れでございますが、現在、旭市の職員採用試験は、一次試験につきましては東総広域市町村圏事務組合を通じて、千葉縣市町村総合事務組合で実施する合同採用試験に参加して実施しています。要するに、県下同じ問題を使ってというところでございます。

試験の内容は、上級試験、それから技術職、資格免許職、これは保育士、保健師等でございますけれども、これは択一式の一般教養試験と専門試験を実施していると。それから、初級試験は、択一式の一般教養試験と作文である。消防もありますけれども、これは択一式の一般教養試験と作文試験と体力測定だということになります。それと、試験のこの結果につきましては、総合事務組合から東総広域を通じで市に通知されるということで、市で点数をつけているわけではございません。

あと、二次試験がございます。二次試験は、一般行政職は集団討論、専門職と消防職は面接になります。あと、一般行政職は二次試験に合格した後、三次試験として面接があるということになります。二次試験は集団討論ということです。あと23年度までは、集団討論と面接試験を併せての二次ということだったんですけれども、24年度からはきちんと分けているということになります。

面接官のお話がありました。面接官は、24年度からは外部面接官、これを2名入れて実施していると。面接官はどなたがということがございました。集団討論も、これは副市長、それから外部の面接官2名を含めて5名でやっていると。あと、個人面接につきましては、職種に応じて市長、副市長、教育長ほか、これも4名から5名で判断しているということになります。

あと、点数の関係がございましたけれども、一次試験につきましては、当然、試験、職種ごとに定める最低合格基準以上の得点があった者を対象といたしまして、採用予定人数がそれぞれございますから、その中で、まず次に進む方という選抜になりますので、一次試験の合格者の上位から二、三倍、要するにとる人数の二、三倍程度をまず一次試験の合格者として出している。それが、点数が動いている状況の理由になるのかなと思います。

それで、次に、（２）職員による不祥事の再発ということで、これは再発の原因は何かということで聞かれたわけでございますけれども、この職員の綱紀粛正につきましては、日ごろ機会を捉えまして、課長会議等さまざまな場面で周知を図ってきています。今回のこのよ

うな公務外の事案に対しては、実際全てを把握することはなかなか難しいと思います。その瞬間の当事者の心理の状態、はかり知れないところもございます。ただ、どんな状況であっても、事情があっても、今回のようなことをすることは決して許されるものではないと思います。公務外の非違行為でございますけれども、これは個人の責に帰する部分が大変大きいのではないかなと、そのように考える次第です。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 建設課長。

○建設課長（大久保孝治） それでは、4項目め、三川蛇園線整備事業について、3点ほどご質問にお答えをさせていただきます。

1点目、合併時の新市建設計画のどこに位置づけされているかということでございます。お手元に新市建設計画があるということでございますので、42ページになります。ここで縦に三つございます。上から11行目の主要事業の欄でございますが、地域間連絡道路の整備、その中の上から3段目、道路新設事業（国道126号・海上町道0207号線）でございます。

2点目、J Rのほうの14億円、その後どうなったかというご質問でございました。平成26年10月22日の議会全員協議会におきまして、トンネル断面を縮小した概算工事費を約14億円と回答いたしました。この金額については、あくまで概算であります。また、トンネル断面を縮小することに伴いまして、県警の交通規制課と交差点の再協議を整えた上で、トンネル工事費の再積算となるため、現時点でこの概算工事費に変わりはありません。

それと、3点目でございますが、道路用地買収についてのうち、議員ご質問は、地権者数総勢50名ということですがという内容でございました。法人もございますので、あえて50件と申し上げさせていただきます。現在、46件、買収を済ませております。ちなみに、率にしますと92%でございます。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、5番目のまちかどギャラリーについてお答えいたします。

初めに、（1）の入館者についてお答えします。

まちかどギャラリー銀座は、旭市街地の活性化を図るため、旭銀座通り商店街に美術作品等の展示や鑑賞、また多目的に利用できる場所として、平成15年1月から、空き店舗を活用し運営を行ってきました。

平成26年度における利用状況でございますが、利用団体数は延べ42団体、来館者数は8,026名、利用日数は275日、1日当たりの平均来場者数は約29人となっております。利用団体につきましては、旭文化協会を中心とした写真展、絵画展、押し花展等の展示を主としている活動団体でございます。

続きまして、(2)の運営委託についてお答えいたします。

まちかどギャラリー銀座の運営につきましては、管理業務を委託してございます。委託先でございますが、社会福祉法人ロザリオの聖母会でございます。

金額につきましては、1年間で96万9,300円となっております。

期間につきましては、4月1日から3月31日まででございます。そのうち、年末年始の6日間を除いてございます。

業務の内容につきましては、開閉時間に合わせまして、鍵の開閉を行うことでございます。また、利用者がいない日においても、シャッターの開閉を行うということでございます。それと、閉館時にギャラリー内の点検を行うことでございます。また、トイレ、フロアの清掃業務を行うことでございます。この業務につきましては、毎日作業日報に記録し、月末に市のほうへ報告するようになってございます。

3番目の駐車場の確保についてでございます。

専用の駐車場がございませんので、近傍の商店街の駐車場を利用させていただくことになってございます。

それと、経緯でございますが、設置につきましては、過去に2度ほど旭文化協会より美術作品等の展示、鑑賞場所の設置要望の陳情を受けまして、強い要望があったことから、また空き店舗を活用し、商店街に人を呼び込むための施設を設置し、活性化を図っていくために設置に至った経緯でございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） では、私のほうからは、大きな6番、袋公園の用地売買についてということでお答えいたします。

まず初めに、仮登記がされているものについて、本当に契約されていなかったかということなんですけれども、これにつきましては、平成22年の第2回の定例議会におきまして、契約についての一般質問がございました。その中で、当時の都市整備課長が次のように回答しております。契約する前に、土地所有者本人から直接、仮登記が抹消可能となったと連絡があ

り、事実関係を担当する司法書士に確認をして、あくまで所有権以外の全ての権利が抹消されていることを条件として、5月15日付で契約を締結したということで回答しておりますので、このとおりのことです。

それと、続きまして、2番目といたしまして、誰と契約をされたのかということでございます。

こちらにつきましては、私のほうも4月着任いたしまして、書類の関係、当時の職員の話等を確認いたしまして、今まで何度も質問していただきまして、それぞれ前の課長が回答しているとおりの認識で、ご本人様が契約したというふうに認識しております。

それと、3番目、ご質問いただいたことについて確認をしましたかということですが、これにつきましては、この契約、平成22年に行われました契約でございまして、その後、地権者であった方からは、その署名、押印等についてのそういった関係の疑義等の申し出もございません。市のほうで本人と契約したということでご回答しているところですので、こちらのほうから唐突にそのようなことを聞くというようなことは考えていないところです。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 一つ一つ、あまり時間がございませんから、要は討論する時間もあまりないんですけれども、コミュニティバスです。これは、私が提案したいということが一つございまして、時代が変わっていくわけですよ。間、震災があったり不景気になったり、国にお金がなくなったり、いろんなことがあるわけですね。そうすると、やっぱりもうちょっとしまっていこうよという話がありますから、あまり、昔決めたことだからそのままやっていくということ自体に、だから行政改革ができたりしてますから、もうちょっと節約しましょうよと。利便性、効率性を生かしながらということが申し上げたかっただけでございまして、交通弱者をいじめるとか、そういう気持ちは全くございません。効率性、利便性、もっと稼ぎましょうよというところは、申し上げたいところは、私も観光業に従事しておりますからですけれども、バスがやっぱりもうちょっと便があってほしいなという、観光の名所の所の方、来られる方がやっぱりおっしゃっています。そこのところを充実させて、空気を乗せているところは廃止するとか、そういった利便性をやっていただきたいということでございます。

以上です、これは。

二つ目の職員採用についてでございます。

○議長（景山岩三郎） 有田議員。答弁いいですね。

○4番（有田恵子） 答弁はいらない。

二つ目の大きな質問事項、市の職員採用。答えは、ちょっとあまり聞けなかったんですけども、これ本人が悪いとか、本人のせいだとかというような話がちょっと出ておりましたけれども、そうじゃないですよ。そのところが分かっておられないなということです。システムが悪ければ、本人がよくても悪いことが起こったり、逆のこともあって、人間ってみんな悪人ですよ。笑う人なんか、そう思っておられるんでしょうね。不祥事というのは、2年前に3件、大きく報道されましたよね。もうセクハラ、パワハラ、何でもありというようなことでありましたけれども、それはやはり、その3人がやったら3人が悪いじゃないんですよね。そのところ、先ほどちらっとは申し上げましたけれども、不祥事の再発防止、これは何か。できるんです。結局、原因が何かということ、一体何が原因かということを生懸命考える。本人が悪いだけじゃないです。そのところを考えていただきたいと思っていて、申し上げたということです。本人、もう退職しているからあれですけども、責任とっているわけですから、本人は。ただ、あっちこっちから電話がかかってくるはずなんです。市役所に。やっぱり町内会でもみんな言ってますよ。私なんか近所ですからね。そうすると、やっぱり恥ずかしい話でございますね。再発の原因は一体何かという、システム的に市役所での空気、切り詰めた空気、きりっとしたところがあるかないか、この辺を問いたいと申し上げていることでございます。これも、もう回答いりません。

○議長（景山岩三郎） 有田議員、ちょっと申し上げます。

職員の採用についての2番目は、もうこれでいいですね。

では、次に移ってください。

有田議員。

○4番（有田恵子） 時間とのあれでやっていますから。大きな質問事項の三つ目、道の駅、何度も何度も、これも同じことを言わせていただいているんですけども、初年度は半年しか営業しないから赤字が出る、これは別に理由でも何でもないんですけども。2回目は想定していない、これは想定しないといけないということを何度も申し上げているでしょう。本当に、ここっていうのを、この話というのは、私は株式会社の社長をしていますけれども、皆さんしてませんから、これは分からないのかなということなんですけれども、分からなかったら分からなかったでいいですよ。分かるように勉強していただきたいと思う。本当に。

先ほど、名称、道の駅、これ株式会社外した、これ気持ち出ているんですよ。株式会社外

したいんですよ、恐らくね。だからプリントアウトするときでも、どうしても間違ってしまう、気持ちが入っているから、と思いますよ。と思いましたもん、私。無理やりやったなという。要するに株式会社であれば、株式会社、経営者いっぱいいらっしゃると思うんですけども、もう具体的に言いますよね。赤字出ますでしょう。株式会社の社長、土地、建物、家屋敷、もう財布の中からお金出すんですよ。これが常識。それが嫌だから、どうしても株式会社外したいという、もう自分は自分の懐から、不祥事の人と一緒に。お金使いたくない、こういう発想ですよ。そうではないんですよ。私は、言っておきますね。間違っただけじゃありませんよ。誤解されたら困る。道の駅賛成なんですよ。中央病院でも言いましたけれども、独法、賛成なんです。赤字出してもらったら、市民の税金で賄うという、投入する、これをやめてほしいから頑張ってもらいたいということを申し上げているんです。

(発言する人あり)

○4番(有田恵子) そうなんですよ。道の駅大好き人間です。私、毎週行っていますから、多古でもどこでも。もうめちゃくちゃ詳しいですよ、私、道の駅聞かせたら。全国行っていますよ。兵庫県まで行きますから、どこでも行きます。本当に、やっていただきたいです。何もけちつけていない。赤字が出たら困るから頑張れよという話をしているだけ、ここだけです、私は。間違わないでください。ということで、頑張ってくださいと思います。分かりましたか。赤字出た、財布から、みんな持ってきてください、工夫してくださいよという話です。これも結構です。

○議長(景山岩三郎) 有田議員、回答のほうはどうしますか。いらないですか。

○4番(有田恵子) いらないです。

○議長(景山岩三郎) では、3番のほうはこれでいいですね。

○4番(有田恵子) はい。

○議長(景山岩三郎) では、次に移ってください。

有田議員。

○4番(有田恵子) 次、大きな質問事項、四つ目に入ります。

あと11分ですから、これ、難しいんですよ。

担当課長、何回も私、申し上げてますけれども、ブログか何か、変なあれでもみんな書かれていますよ。もうちょっと真剣に聞けとか言ってる話、議員の話を。書かれてましたよ。

先ほども申し上げました新市計画書、これです。これがこれですよ。42ページ、ちょっと読み上げます。線ちゃんと引いてますから、今おっしゃったところ。公共事業、主要アクセ

スの下、4行目におっしゃった、国道126号から飯岡海岸に至る道路の整備でございますとおっしゃったでしょう。

(発言する人あり)

○4番(有田恵子) 一番上。旭中央病院へのアクセス。

(発言する人あり)

○4番(有田恵子) これでもいいですよ、道路新設、国道126号、海上町道0207号、これはあそこではないです。何回も言いますけどね。

○議長(景山岩三郎) すみませんけれども、挙手をして答えてください。

建設課長。

○建設課長(大久保孝治) 最初の答弁でもお答え申し上げましたが、主要事業の中の上から3段目にありますけれども、道路新設事業(国道126号・海上町道0207号線)、ここに位置づけをされております。

○議長(景山岩三郎) 有田恵子議員。

○4番(有田恵子) そういうことを言うのであれば、なぜくねくね全然違う路線やっていくんですか。最後は、また違うところ行きましたでしょう。0207というのは、もうちょっと違うところなんですよ。そこを飛ばして何でごまかしてまでやろうと、そこまでやりたいのか、ごまかして。それがお聞きしたい。

○議長(景山岩三郎) 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長(大久保孝治) ここまで、現在の路線に至る部分につきましては、これまでもお答えを申し上げてきました。最初は、確かに0207を経由、その後、0208に向かってというようなルートを検討されていたと思います。しかしながら、これも以前お答えを申し上げましたが、平成21年3月5日、当時、島田哲純議員の一般質問に対しまして、当時、伊藤市長がお答えを申し上げます。いろいろと山の上のほうのルートもありますと、ただし蛇園・広原の排水を最優先に考えたい、そのように思っております。その後、現在のルートが、一番どこがどういうふうがいいのか、今後、検討していく中で、排水問題も併せて検討させていただくと、そのようなお答えをしております。それに続きまして、平成22年の9月であったかと思いますが、その時に現在のルート、それと以前お示ししました図面、そちらのほうを議会に提案をさせていただきまして、その後、そのルートで現在まで進めておる事業でございます。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） この話は、また次回へ持ち越します。終わります。

次、袋公園のところ。

○議長（景山岩三郎） 質問のほうは、もうこれでいいですか。終わりですか。

有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 最後の質問、袋公園事件、2回目の質問をいたします。

これは、間違った回答をされております。根本的に分かっておられませんね。つなぎで2人か3人目でしょう、課長。だから分からない。分からないじゃないです。行政というのは継続ですから、責任持ってやっていただきたい。また、これ次回も引き続くのかなという連続になりますね。

平成21年5月15日に仮登記、売買予約の申請が受け付けられたんですね。仮登記のところをちょっとだけ説明させていただいて、また次回に移ります。

平成21年5月15日に仮登記というのは解除されたということは、解除するのに、ここだけちょっとポイント教えておきますね。解除するのに、八日市場の法務局って10日かかるんですよ。そうすると、平成21年5月15日には、ついているんです、仮登記。そのついている仮登記には、Aというのが地権者、Cというのが市役所、Bというのが仮登記ついている人となりますよね。Bが仮登記を外さない限り契約できない。当たり前です。できない、外さない。まして行政ですから、相手が、市が。そうすると、21年5月15日付では、仮登記というのはついているんですよ。外すためには10日いるんですよ。外すために10日いる、その謄本を入手しようと思ったら、平成21年5月29日でないと上がってこない。そうすると、21年5月1日の契約は、仮登記はついたものなんです。赤の他人のものになっているものを、市と地権者ができない。絶対にできない、契約は。そこです。虚偽の契約印ですよ、これ。三日前に来たとか来なかったとか、地権者行ってません。これを何度も申し上げています。本人に聞いてください。私は本人に5回ぐらい聞きましたよ。

平成21年5月12日に、三日前に来た、5月15日に契約終わった、だから5月15日でも12日でも一緒。できないんです。仮登記がついたままですから。解除は29日、29日を待たないとやれない。待たないでなぜやったか、虚偽です。ということでございます。これを、もうあと5分。これを、私の申し上げたことをうそだと思う、虚偽だと思うんだったら訴えてください。喜んでやらせてもらいますよ。ということでございます。

これ虚偽、三つあるんですよ。申し出、最初の公園用地の市から県に申し出る。地権者が

売りたい。じゃ、それを市が受けた。その市が1,500万円の税金控除のために県に申請してあげる、その行為ですね。それが平成21年3月12日、12日には、もうついているんです、仮登記は。それを、謄本をあげたものを持ってこないで、空の権利書の権利関係を書かなければいけない大事な書類に何も書かずに市は出したんです、知ってて。権利関係が、仮登記はついているんです。それを出さないで、謄本を出さないで提出して、それで通してしまったというような、そういうことです。これでご意見があるんだったら申し出てください。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） 初めに、契約の点ですけれども、5月15日に契約をしているということで、仮登記が確認でき、法務局のほうで確認できないかということです。確認の点につきましては、先ほど申し上げましたとおりに、司法書士のほうに、当時の担当課長のほうで確認して契約したと。15日に契約したということを言いますと、市のほうで公共用地を取得するという仕事、私もだいぶ従事してましたけれども、基本的に公園用地、道路用地、取得しています。その中で、地権者の方と交渉します。当然、登記簿のほうも確認します。その中で、やっぱり抵当権ですとか根抵当権、あるいは、その土地に建物等があって、移転を要するというような場合もあります。その時すぐに土地が取得できないんじゃないかというようなことだと思いますけれども、基本的には土地売買の契約書のほう、そちらのほうの第3条のほうに、いつまでにそういったものを抹消するなり、土地を更地にして土地を市に引き渡しますということで記載いたします。それを交渉の中で、当然地権者の方とお話しますので、そういった見込みがあるとか、いつまでだったら解除できる見込みがありますとか、いつまでだったら建物を移転して取り壊して更地にできますと、そういうような判断の中で契約いたします。この契約の場合も、21年7月31日までに、そういった手続きを全てすることで契約させていただいております。それで、実際的には、それよりもかなり早く終わっているということで、契約する上では、市のほうで取得する土地、道路についても、そういう権利関係がありましても、そういう見込みがあるものについては、契約させていただいているところです。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 7月31日までには、何もかも登記もきれいになって全部やったと。私の

言っているのは、5月15日に契約はできなかったでしょうということを申し上げている。できない。できないです。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） 今も申し上げましたとおりに、5月15日付で契約したというのは、7月31日までに全て終わらせる、土地を市に引き渡せるようにできますよ、それまでにそういう権利関係を抹消して、市のほうに引き渡しますよと、そういうもとで契約いたしました。もし、これができなかった場合には、当然契約を解除するなり、あるいは、もうちょっと期間がほしいというのであれば契約変更ということになると思います。ですから、そういう登記がありましても、契約のほうはできるというふうに考えています。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 不動産売買の契約書なんかには、お家買われた方は分かるんですけども、特約契約とか、特約とかついたりするんですけども、この契約書ご覧になりましたか。何もついてませんよ、特約。7月31日の日付も何もありませんし、何にも書いてませんよ。ご覧になりましたか。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） 私も4月着任いたしまして、契約書とか、そういったものについて確認させていただいております。7月31日ということで、間違いなく記載されております。

（発言する人あり）

○議長（景山岩三郎） 終わりです。

有田恵子議員。

○4番（有田恵子） これ、ちょっと切りがないんで、そうすると今おっしゃった……

○議長（景山岩三郎） いや、さっきそれ終わりましたから。違う質問に移ってください。

○4番（有田恵子） もういい。時間が……

○議長（景山岩三郎） 終わりにしますか。

有田恵子議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、2時25分まで休憩をいたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時25分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 米 本 弥 一 郎

○議長（景山岩三郎） 続いて、米本弥一郎議員、ご登壇願います。

（3番 米本弥一郎 登壇）

○3番（米本弥一郎） 皆さん、こんにちは。議席番号3番、米本弥一郎です。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告の順序に従って、4項目、7点の一般質問をさせていただきます。

初めに、1、稲作農家の所得確保策についてお伺いします。

平成26年産の米価は大きく下落し、本議会では平成26年第4回定例会において発議第1号米価下落に対する緊急対策を求める意見書の提出についてを可決したところであります。

そこで（1）飼料用米についてお伺いします。飼料用米とは家畜の飼料、えさとして利用される米のことであり、この取り組みにより飼料自給率の向上、水田の有効活用などが期待されています。飼料用米については、既に議論されてきたところですが、平成26年第1回定例会では、明智市長の「今後の米政策は、飼料用米を大きく国の政策の中心に位置づけるべきではないかと、私は考えているところであります。畜産界からのお話でありますと、米の生産量400万トンから500万トンは受け入れられる可能性があると聞いております。900万トンの日本の総生産量でありますので、半分を使っただけのことになりまして、これは本当に自給率の問題、生産農家にとっても大きな力に、後押しになっていただけたと思います。」との発言がありました。稲作農家としても保有している機械、施設をそのまま使える取り組みであることから、改めて質問するものです。

まず、昨年の米価の下落の状況と今年の米価の見込みをお伺いします。併せて本市の飼料米の取り組み状況と今年の見込みをお伺いします。

次に、（2）ナラシ対策についてお伺いします。

ナラシ対策は、農業の経営に着目した唯一のセーフティーネットといわれます。ナラシ対

策の制度、仕組みをお伺いします。特に昨年度までとの変更点があればご説明願います。

続いて、2項目め、国民年金保険料の後納制度についてお伺いします。

未納保険料を後から納めることによって無年金を解消したり、年金額を増やしたりできる国民年金の後納制度について説明をお願いします。併せて本市の対象者数、対象者を特定できるのか、お伺いします。

次に、3、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律についてお伺いします。

この法律は教育委員会の設置等を定めた法律の一部を改正するもので、本年4月1日に施行されたものです。

そこで（1）新教育長制度についてお伺いします。この法律により教育委員長と教育長を一本化した新教育長を設置することになります。この目的と制度の仕組み、本市の対応についてお伺いします。

次に、この法律により設置される（2）総合教育会議についてお伺いします。総合教育会議は地方公共団体の長及び教育委員会により構成され、地方公共団体の長が招集することとされています。明智市長は教育に対して高い関心と見識をお持ちだと認識しております。明智市長はどのような思いを持って総合教育会議を招集、出席されるのか、お伺いします。また、総合教育会議の目的と協議内容をお伺いします。

次に、4、第3次旭市行政改革アクションプランについてお伺いします。本年4月に第3次旭市行政改革アクションプランが策定され、私どもにも配布いただきました。これが実物ですが、紙の品質を落としたものであり、ホチキスどめで経費の抑制に努めたものであると申し上げておきます。

それでは、（1）財政指標等の目標値についてお伺いします。この第3次アクションプランに財政指標等の目標値が掲げてあります。この目標値は平成33年度までで、すなわち計画の推進期間は平成27年度から33年度までの7年間となっています。この推進期間を7年間とした理由をお伺いします。また、第1次、第2次アクションプランの推進期間についてもお伺いします。

次に、（2）財政シミュレーションについてお伺いします。これによれば、財政調整基金の積み立てが年々減少し、平成31年度からはゼロになります。また、平成30年度からは財政調整基金の取り崩しが続きます。これはどのような理由によるものか。また、この状況は平成34年度以降も続くと考えられるのか、お伺いいたします。

以上、4項目、7点の質問をいたしました。再質問は自席で行わせていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 米本弥一郎議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 米本弥一郎議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうからは、3番目の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律についての2番目の総合教育会議の設置について、市長はどのような思いで出席するのかということでお答えをしたいと思います。

今回の教育行政の組織及び運営の一部改正は、教育長と教育委員長の責任の一本化のため1人にする、その任命を議会の承認の中、市長が任命するということと、総合教育会議を設置し、市長がその会議を招集し、教育行政について大綱を策定し、さまざまな意見を集約して教育委員会と行政の長が同じ目標を持ち、進めていくことの改正ということが大きな点ではなかろうかなと思います。

県内の首長方には、いろいろと対応は違った見解を持っているということでありますけれども、私は教育の中身は別にいたしまして、総合的な教育を議論することは非常に大事だと、大切だという認識でおります。もとより小・中学校は市立であり、運営、施設、設備等環境整備はやらなければならないことであります。今教育の重要性は誰もが感じているところがありますし、学校、社会、家庭が一緒になってコミュニケーションを図り、向上させていかなければなりません。

そんな意味でも旭市はさまざまな施策を実行しております。例えばいきいきプランや教員補助員の拡充、図書館司の配置、ALTの配置など、いろいろと施策として取り組んでいるところでもあります。しかし今大きな社会問題でもあります非行、いじめ、引きこもり等、社会と家庭、行政がより積極的にかかわっていく必要があるのではないかと。いずれにしても、行政のかかわりは重いと思いますし、この総合教育会議でその意義を深めていきたいと考えているところであります。

今、教育の面で私が二つほど心配していることがあります。一つは責任感、倫理観の希薄化であります。それにつながる郷土愛、家族愛等が一人一人の人間にとってどれだけ大切なものか、考えていく必要があると思います。もう一つは高校進学の問題であります。今中学生はどんどん西場志向といいましょうか、都市部への志向に傾いています。地元の進学校へ

子どもたちが選べるような、中、高協力して、そしてまた学校、家庭、そういったものも協力しながら地元の高等学校へ進めるような環境づくりをやってもらいたい、そんなような思いを持っております。

また、有望なスポーツ選手も、生徒たちも地元に残らない子が多い現状があります。地域全体の努力で子どもたちが郷土愛、家族愛を感じられるような意識を作っていかなければ、地域の再生はないと考えているところでありまして、この総合教育会議でも大きな柱として捉えていきたいと、私自身思っているところであります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） それでは、質問事項の１番、稲作農家の所得確保策について、そのうち（１）飼料用米、（２）ナラシ対策につきまして回答させていただきます。

（１）の飼料用米についてということで、昨年の米価の状況、それから今年の見込み、それから飼料用米の取り組み状況についてということでお答えさせていただきます。

昨年の米価の下落状況についてですけれども、ＪＡちばみどりの26年産米の当初買い取り価格、こちらは、１等米１俵当たりでコシヒカリは１万500円、あきたこまち、ふさおとめ、ひとめぼれ、これにつきましては9,500円、ふさこがねが9,200円という状況でございました。25年産米と比較しますと3,000円前後安くなったと、こういう状況になってしまいました。

また、今年の見込みということですが、非常に難しい状況ですが、政府では米の民間在庫の見込みが昨年より10万トン多い230万トン、こちらを見込んでいるということでありますので、昨年と同水準、また少し上向きなのかなというのはありますけれども、ほぼ同水準の米価となるのではないかと推測されております。

また、飼料用米の取り組み状況ですが、昨年度は取り組み戸数137人、取り組み面積210ヘクタールでありました。平成25年度に比べまして、取り組み戸数が４人増えまして、取り組み面積が約37ヘクタール増えておる状況であります。今年度につきましては、現在申請を受け付けているところですが、昨年度実施した方に今年度の見込みを確認したところ、約270ヘクタールとなる見込みであります。また、現在県の農業事務所と飼料用米の取り組みについて各農家へ訪問して推進しておりますので、今後新規に取り組む方も増えるという状況であります。さらに取り組み面積は増える見込みであります。

それから（２）ナラシ対策についてということで、ナラシ対策の仕組み、制度についてと変更点ということで、お答えさせていただきます。

このナラシ対策、これにつきましては、米価が下落した際に収入が補填される保険的制度ということです。米、麦、大豆等を中心に、農家が1に対して国が3の積立金を拠出する、当年産の販売収入の合計額が標準的収入を下回った場合に、対策加入者の収入減少による農業経営への影響を緩和するため、減収額の9割が補填されるという制度でございます。

なお、積立金の額につきましては、面積によっても変動があります。ただこの積立金は掛け捨てということではなくて、該当がなかった場合は翌年に繰り越されるというものであります。

変更点ですけれども、対象者は認定農業者、集落営農、認定新規就農者でありまして、昨年度までは4ヘクタール以上の生産者であることが要件でありました。今年度より面積規模の要件はなくなっておりますので、生産者にとりましては大変加入しやすくなったと言えます。ただし、これに加入する場合は生産調整の達成が要件となっております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 保険年金課長。

○保険年金課長（渡邊 満） それでは、保険年金課からは2番の国民年金保険料の後納制度についてご説明いたします。

この国民年金保険料後納制度であります。現在、年金の受給資格を得るのには最低25年の資格期間が必要であります。さまざまな事情により保険料を納付できない無年金者及び低年金者が増えている状況となっております。このような方々を救済するための時限措置として、国民年金保険料の後納制度があります。

この制度は、2年の時効で納めることができなかった国民年金保険料について、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、過去10年分までさかのぼって納めることができる制度です。この後納制度を利用することで、年金受給額が増えたり、納付した期間の不足で年金を受給できなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。

次に、対象者数であります。市ではこの数字について把握しておりません。ただ利用可能と思われる方には直接日本年金機構からお知らせをお送りしております。また、納付を希望される方は、直接佐原年金事務所への申し込みが必要となっております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） それでは、庶務課のほうから三つ目の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（1）の新教育長制度について、（2）総合教

育会議の設置についてのうち目的と協議内容について説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正となり、本年4月1日から施行され、教育長と委員長を一本化した新教育長が設置されることとなりました。この新教育長の設置については、従前の制度では教育委員会の中に委員会の主宰者である委員長と事務の統括者である教育長が存在しており、どちらが責任者か分かりにくいということから、新教育長として一本化し、迅速な危機管理体制の構築を図ることを含め、教育行政の責任体制を明確化することを目的として設置されたものです。

また、これまで教育長は、教育委員として議会で同意をいただき、市長から任命された後に教育委員会の会議で委員の中から選任されました。これが改正法では新教育長として議会で同意をいただき、市長から任命されることとなりました。身分は特別職となり、任期は3年となります。

この改正法は経過措置があり、教育長は、法律改正の施行日移行も委員の任期が満了する日までの間は在籍できるものとしております。旭市の場合は、平成29年8月18日まで教育長の任期があり、現在は経過措置を適用しているところです。

二つ目の総合教育会議の設置について目的、協議内容について説明いたします。

改正法により、教育に関する予算の編成や条例提案など重要な権限を有している市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的として設置されました。

協議・調整事項としては3点あります。一つ目として教育に関する大綱の策定、二つ目として教育、学術及び文化の振興を図るため、重点的に講ずべき施策についての協議、三つ目としまして児童・生徒等の生命、身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置についての協議が設定されております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（佐藤一則） それでは行革のほうから、4点目の第3次旭市行政改革アクションプランについての（1）財政指標等の目標についてという中で、計画期間の設定で第1次と第2次は5年だが、第3次を7年とした理由ということではありますが、計画推進期間につきましては、第1次が平成17年から21年度までの5年間、第2次が平成22年度から26年度までの5年間でありました。今回の第3次につきましては平成27年度から33年度までの7年間としたところであります。理由につきましては、次期策定予定の旭市総合計画の期間

が平成29年度から平成33年度になる予定であるため、それに合わせたためであります。なお、計画の中間年であります平成30年度につきましては、見直しを行う予定でございます。

(2) であります。財政シミュレーションですけれども、財政調整基金の積み立てが減少し、取り崩しが平成30年度から始まるが、34年度以降も続くのかというようなご質問なんですけれども、本計画期間の収支バランスを見たとき、歳入では普通交付税合併算定替の終了による一般財源の減、歳出では扶助費をはじめとした社会保障費などの増を要因として、財源に不足が生じる見込みであり、その財源調整として財政調整基金の取り崩しを推計しております。具体的には、平成28年度から普通交付税の合併算定替の段階的縮減による一般財源の減少に伴い、財政調整基金の積立額は減少していき、平成30年度から基金の取り崩しを推計しております。

平成34年度以降の推計は出しておりませんが、今後の行財政改革の中で、公共施設の統廃合など、歳出の抜本的な見直しが行われない限り、基金の取り崩しが続いていくものと予想されますので、なお一層の行財政改革を進め、極力財政調整基金の取り崩しに依存しない健全な財政運営に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） ありがとうございます。

それでは、1項目めの(1) 飼料用米について再質問をいたします。

本年も飼料用米の取り組み面積は増える見込みであるとのことですが、飼料用米に取り組んだ場合に受けられる支援とその支援が継続するかについて伺います。また、飼料用米の栽培で経費や手間が増えるといったことがないのか、伺います。

○議長（景山岩三郎） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） それでは、飼料用米についてのうち、飼料用米を作付した場合にどのような支援が受けられるのか、またその継続について、それから新たに取り組んだ場合、支出や経費は増えるのかということでお答えしたいと思います。

飼料用米、支援される内訳につきましては、国より水田活用の直接支払交付金という交付金があります、この中から戦略作物助成といたしまして、収量により10アール当たり8万円から10万5,000円、こちらが交付されます。そのほかにアキヒカリ、初星、べこあおば、夢あおば、こういう多収性専用品種、これは米が多くとれる品種であります。こちらを、指定

された品種を栽培するということであれば、10アール当たり1万2,000円の上乗せがされて交付金が交付されます。それから作業の効率化、省力化、環境保全技術等の対象となる技術の中から複数導入した場合、こちらも産地交付金といたしまして交付金が上乗せして交付されるということになっております。そのほかにも県で10アール当たり1,500円、それから市からの支援、1キロにつきまして25円という形で支援が上乗せされております。

昨年度の例で申し上げますと、主食用品種で取り組みまして基準収量の10アール当たり562キログラムの場合で計算しますと、10アール当たりで約11万6,000円ほどの交付金の金額となります。専用品種で取り組んで基準収量よりも150キログラム多く収穫したということになった場合、こちらの場合は10アール当たりで約16万円という交付が受けられるということになります。

また、支援の継続につきましてですけれども、こちらにつきましては、農業者の方々が安心して飼料用米の生産に取り組んでいけるよう、新たな食料・農業・農村基本計画、こちらが平成27年3月31日閣議決定され、飼料用米の生産拡大を位置づけられておりまして、平成37年の生産努力目標、110万トンと明記されております。その確実な達成に向けまして、水田活用の直接支払交付金など必要な支援、こちらを行うこととされましたので、平成37年度までは飼料用米に対する支援、こちらは続くものと考えられます。

また、新たに飼料用米に取り組んだ場合に、支出や経費は増えるかと、こういうことですけれども、飼料用米に取り組んでいただく場合、主食用米と分けて飼料用米を畜産農家の指定する倉庫へ指定日までに出荷していただくこと、その際に品質と重さの検査を受けなければならないことなど、多少面倒と感ずることがあるかと思っておりますけれども、特別な支出、経費がかかることはありません。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） 国、県、市の継続的な支援を受けられ、栽培上も大きな経費や手間がかかることはないということでした。恐らく稲作農家は主食用米よりも飼料用米の収益性が高いと判断することとなると思いますが、本市における飼料用米の代表的な取り組み例を紹介ください。特に飼料用米の作付面積の推移についてご紹介ください。

○議長（景山岩三郎） 米本弥一郎議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） それでは、旭市における代表的な飼料用米取り組みの事例につい

てということで、まず、主食用米、こちらを飼料用米として取り組んでいる方、それから専用品種に取り組んでいる方、こちらの2例をまず挙げたいと思っております。

まず、主食用米を飼料用米として取り組んでいる方の事例を挙げますと、全体水稻作付面積、こちらは約36ヘクタールを作付けております。そのうち主食用米の作付は11ヘクタール、飼料用米の作付は25ヘクタール、やっておられます。全作付面積の7割を飼料用米として作付をされております。こちらの生産者につきましては、平成22年度より飼料用米の作付を実施されまして、当初の飼料用米作付面積から5ヘクタール以上拡大ということになります。

また、専用品種に取り組んでいる方の例ですけれども、専用品種は米が多くとれるという品種でもあることから、大変有利なものでありますけれども、今年は種子が予約ということになっておりまして、限られた面積しか確保することができませんでした。この飼料用米専用品種に取り組む生産者についての事例といたしましては、全体水稻作付面積が9ヘクタールの方で、そのうち主食用米の作付は5ヘクタール、専用品種の飼料用米の作付は4ヘクタール実施されております。こちらの生産者につきましては、平成20年より飼料用米の作付を実施し、年々飼料用米が拡大されて現在に至っております。なお、本市では畜産農家も多いということから、飼料用米の受け入れ体制、こちらにつきましては、調整をいたします旭市飼料用米利用者協議会、こちら平成20年2月に設立されておりまして、県下でも先進的な取り組みを行っている状況であります。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） 飼料用米に取り組んでいる生産者はどちらの例もその作付面積を拡大しているとのことでした。主食米よりも飼料用米が収益性が高いと判断されたのだと考えます。もう既に田植えは終了していますが、現在主食用として予定していた米から飼料用米への切り替えができるのか、お伺いいたします。

○議長（景山岩三郎） 米本弥一郎議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） これから飼料用米に切り替えることができるのかということです。こちらにつきましては、飼料用米の取り組み内容、こちらに営農計画書というのに記載していただいて農水産課のほうに提出していただくということになります。こちらの提出期限が6月末ということになっております。しかし、飼料用米の取り組み内容に変更が生じる場合、こちらは7月末まで受け付けを変更するということになりましたので、7月末までご相談い

ただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） 申込期限が延長されて、あと1か月半あるとのことですので、さらなる周知をお願いして、（2）ナラシ対策の再質問をいたします。

本市で10アールの作付をした場合に、生産者が負担する積立金はどのくらいになるのか、また受け取る補填金はどのくらいになるのか、お伺ひいたします。

○議長（景山岩三郎） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） それではナラシ対策についてということで、10アール当たり作付すると幾らぐらいになるのか、それから補填の金額はどのくらいになるのかということです。

仮に加入者が支払う標準的な積立金ということで、国の試算があります。この国の試算で標準的な収入額のまず10%の下落に対応できるコースというのがあります。こちらであればおおむね10アール当たり2,700円、それから20%の下落に対応できるコースというものもあります。こちらですと、おおむね10アール当たり5,400円であります。補填額につきましては、耕作者と国が直接やりとりを行いますので、具体的な金額については、市は分からないというのが現在の状況であります。ですけれども、新聞報道ですとか、そういう報道によりますと60キログラム当たり全国平均で2,480円、それから千葉県では、発表になりますと2,327円の額を補填しているという報道がありましたので、こちらを参考とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） それでは、ナラシ対策に加入するための申請手続きは具体的にどのようにすればよいのか、お伺ひいたします。

○議長（景山岩三郎） 米本弥一郎議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） ナラシ対策の申請方法ということですが、経営所得安定対策等交付金、こちらの交付申請書を農水産課に提出していただきます。その際に併せてナラシ対策の申請、ナラシをしますかという申請の欄があります。そこにします、はいという所に丸をしていただいて提出していただくということになります。申込期限は例年6月末ということになっております。また、申請するにつきましては、認定農業者、集落営農をやって

いる方、認定新規就農者に認定されているか、認定されることが確実であるということが必要であります。早目にご相談いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） ありがとうございます。

これは質問ではありませんが、先日の政務報告でも米価下落対策として飼料用米やナラシ対策は有効とされています。お伺いしたところによりますと、ナラシ対策の面積要件もなくなり、大変加入しやすい制度になってございます。生産者への周知と加入促進をお願いいたします。

続いて、2項目めの国民年金保険料の後納制度について再質問をします。

国民年金は日本年金機構が運営しているもので、市ができることは限られているのかもしれませんが、市民である国民年金の受給者、加入者のためにどのような取り組みができるのか、お伺いいたします。

○議長（景山岩三郎） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（渡邊 満） それでは、市としての今までの対応についてご説明いたします。

旭市においては、平成25年度及び平成26年度に制度周知のため広報に記事を掲載しております。なお、市役所窓口での問い合わせに対しましては、内容を説明の上、後納保険料納付申込書の用紙を配布しており、窓口で年間約60人程度の方を年金事務所のほうへご案内しております。

今後でありますけれども、国民年金全般に関しましては今年度も年間12回程度広報にて周知する予定であります。その中で後納制度につきましては、今年9月30日までが期限であることから、8月1日号の広報に掲載する予定であります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） それでは、日本年金機構の年金情報流出に関してお伺いいたします。

日本年金機構については、年金情報が流出し、便乗詐欺の発生も報道されています。いまだ全容解明には至っていませんが、日本年金機構は国民年金だけでなく、厚生年金、共済年金も運営しているので、多くの市民がこの情報流出に関係することとなります。折しも本日6月15日は年金の支給日ですが、市民が自分の年金を守り、特殊詐欺などに遭わないようにするにはどのようなことに注意したらよいのか、お伺いいたします。

○議長（景山岩三郎） 米本弥一郎議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（渡邊 満） 個人情報流出の対応についてご説明いたします。

日本年金機構においては、情報が流出したと考えられる方に対し、おわびと今後の対応についての文書を送付しており、場合によっては今後基礎年金番号の変更を予定しているとのことであります。また、問い合わせに関しましては、専用のコールセンターを設置して対応しているとのことであります。

また、警察庁を通じて詐欺防止について厚労省のほうから通達が出ております。ちょうど現在、詐欺防止の防災無線等も兼ねて放送しておるところであります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） ありがとうございます。

市民からの問い合わせの受け付けや正しい情報の周知についてよろしく願いいたします。

続いて、3項目めの（1）新教育長制度について再質問をします。

教育委員長と教育長を一本化するということで、新教育長は大変権限が大きくなると思いますが、レイマンコントロールの考え方は変わらないのか、お伺いします。レイマンコントロールの意味と併せてご答弁ください。

○議長（景山岩三郎） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 初めに、レイマンコントロールについて説明いたします。

これは、政治や行政の一部を一般市民に委ねる方法のことで、教育委員会では、教育委員を選任する際に、広く地域住民の意向を反映した教育行政の実現のために、教育の専門家だけに偏って選ぶのではなく、それ以外のさまざまな職種からも選任することとなっており、現在保護者の委員も含まれております。

今回の改正で、教育行政の責任者としての教育長のリーダーシップは高まりますが、教育長以外は非常勤の委員で構成する委員会の多数決で意思決定を行う仕組みは従来どおりですので、レイマンコントロールの考え方も変わらないと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） それでは、次に（2）総合教育会議について再質問をします。

政務報告では7月に第1回の会議を開催する予定とのことですが、その詳細についてお伺いします。開催の頻度をどのように想定しているのか、事務局は市長部局とするのか、教育委員会とするのか、お伺いします。また教育に関する大綱にはどのようなことが盛り込まれるのか、お伺いいたします。

○議長（景山岩三郎） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 会議の開催頻度については、7月に開催されます第1回の会議でそれで協議して決定することになりますが、初年度の開催は3回程度を想定しております。

この事務局については、市長が総合教育会議を設置、招集することから、原則市長部局となっておりますが、教育の現状把握や課題の抽出、施策の調整などを効率的に行うため、補助執行により教育委員会が担当することとなりました。

教育に関する大綱の内容については、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものとされており、想定される主な事項は、学校の耐震化や創造的な学校教育、総合的な放課後対策及び幼児教育等があります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） それでは、総合教育会議の設置によりまして、いじめや交通事故などが発生した場合に迅速に対応できることになるのか、お伺いいたします。

○議長（景山岩三郎） 米本弥一郎議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 総合教育会議は市長が招集することとなりますが、必要があると思料するときは教育委員会が会議の招集を求めることもできます。また、緊急の場合は市長と教育長のみでの会議の開催も可能とされております。この場合、教育長は緊急な事件に対して、教育委員会としての意思決定の確認や、会議の報告をしなければならないこととされております。このことから、緊急性のある事件に対しても市長と教育委員会が迅速に協議、対応できるものと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） それでは、4回目ですが、総合教育会議と市民、議会との関係についてお伺いします。

会議は公開されるのか、議事録の作成、公表はされるのか、また議会とはどのような関係になるのか、お伺いいたします。

○議長（景山岩三郎） 米本弥一郎議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 総合教育会議は原則として公開することとなっております。非公開にする場合は、例えばいじめ等の個別事案における関係者の個人情報等を保護する必要がある場合や、次年度の新規予算事業に関する具体的な補助金の額や対象の選定等、意思決定の前に情報を公開することで公益を害するおそれがあると想定される場合は非公開にすることができます。

市民の方への公表、報告につきましては、総合教育会議終了後、会議録を作成し、これを公表することになっておりますので、ホームページを活用し、情報提供を行う予定であります。また議会に対しましても、協議結果を報告する予定であります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） ありがとうございました。

市長と教育委員会が方向性を共有することで、本市の教育がさらに向上することを期待いたします。

次に、4項目めの（1）財政指標等の目標値について再質問をします。

経常収支比率90.0%以内、実質公債費比率10.0%以内、財政調整基金残高60億円と目標設定していますが、この三つの指標等の意味するところと、この数値を目標とした根拠をお伺いいたします。

○議長（景山岩三郎） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） それでは、それぞれの指標の意味するところと目標値の根拠ということで財政課からお答えいたします。

まず、経常収支比率ですが、これは市の財政の弾力性を見る数値であります。市税や地方交付税など毎年経常的に入る収入を、どれだけ経常的な支出である人件費や市借入金の元利償還額、公債費ですね、これや扶助費等に使ったのかを示す割合であります。数値が低いほど、当然財政に弾力性があるとされておりまして、平成25年度決算で全国平均が90.2%のところ、目標値は計画期間中において90%以内を堅持するをいたしました。

旭市の平成25年度決算の経常収支比率は84.9%でありました。今後の地方交付税等の一般財源の減少と扶助費をはじめとした義務的経費の増加により、数値は上昇、悪化し、財政の硬直化が少しずつ進んでいくものと予想しておりますが、自主財源の確保や経常経費の削減など、なお一層の行財政改革を進めることによりまして、平成25年度決算の全国平均90.2%を下回る90%以内と設定したものであります。

続いて、実質公債費比率です。実質公債費比率は、一般会計の公債費はもとより、公営企業会計や一部事務組合の公債費等に対する負担までを考慮した実質的な市の公債費負担額の標準財政規模に対する割合で、この数値が18%以上になると財政健全化法に基づき、公債費負担適正化計画の策定義務や起債の借り入れが協議制から許可制に移行されることとなります。

旭市の実質公債費比率は、平成25年度決算で全国平均の8.6%を3ポイント上回る11.6%となっておりますが、平成33年度の目標を10%以内と設定いたしました。

今後計画されています市新庁舎の建設をはじめとした合併関連の建設事業などにより、一時的な上昇は見込まれるものの、合併特例債等の交付税措置の有利な起債を活用することにより、市の実質的な公債費負担を縮減していくこととし、現在の数値を1.6ポイント下回る10%以内に設定したものであります。

終わりに財政調整基金ですが、財政調整基金は、年度によって生じる財源の不均衡を調整するために地方財政法に基づき、財源に余裕がある年度に積み立てておくものであります。合併後、毎年度積み足ししてきており、平成26年度末現在高は約62億5,000万円となっております。

平成33年度の目標数値は、普通交付税合併算定替の終了後も財政調整機能を果たし得る規模として、60億円を設定いたしました。

これは平成28年度から始まる普通交付税合併算定替の段階的縮減に伴う一般財源の大幅な減少に対し、その財源不足の調整として平成30年度から平成33年度まで、平均して3億円から4億円の基金の取り崩しを見込んでおります。平成33年度の残高を60億円程度と設定いたしました。これにつきましては、取り崩しに当たって、適正な予算規模のもと、必要最小限としていかなければならないと考えているところであります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） それでは、健全化判断比率や、そのほかのいろいろな財政指標がある

中で、この3指標等を採用した理由をお伺いいたします。

○議長（景山岩三郎） 米本弥一郎議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（佐藤一則） それでは、他の財政指標がある中でこの三つを採用した理由ということではありますが、他の財政指標がある中でこの三つを採用した理由につきましては、第3次行政改革アクションプランでは、自立のための財政戦略、持続可能で弾力的な財政構造の確立と財政基盤の強靱化を大きな柱の一つとして掲げています。これは、どんな状況の変化にも対応でき、安定した行政サービスを行える財政運営を図るためには、自由度の高い財源の確保、またはそうした財源の割合を挙げていくことが重要であると考え、設定したものです。

経常収支比率につきましては、経常的に収入される一般財源のうち、これにつきましては自由に使えない経常的なものの割合を示すものであります。

実質公債費比率につきましては、自由度のない固定的な経費である公債費にどれだけ一般財源がかかっているかを示すものであります。

財政調整基金は、将来にわたり自由度の高い一般財源をどれだけ蓄えているかを示すものであります。

いずれも市の財政における自由度の高い財源の確保の状況や割合等を判断できる指標であり、第3次アクションプランにおいて目標値を設定する指標として適切であると考え、設定いたしました。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） 先ほどの答弁で、経常収支比率は財政の弾力性を見る数値であるというご答弁をいただきました。しかしながら経常収支比率の90%という数値は、これまでやや弾力性を欠くといわれてきた数値です。この目標値の設定で第3次アクションプランの目的である将来にわたって健全な財政運営を持続し、質の高い行政サービスを提供することができるのか、お伺いします。

実質公債費比率、財政調整基金残高についても、目的を達成することができる適切な目標値であるのか、お伺いします。

○議長（景山岩三郎） 米本弥一郎議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 目標の数値がやや高いのではないかと、高いというのは悪いほうに高いという意味ですね、ではないかというご指摘です。確かに今、一般に言われている数値とは若干乖離したところがあるのかもしれませんが、決定に至った考え方等をご説明してご理解をいただければと思います。

初めに、経常収支比率ですが、従来はおっしゃるとおり、ご指摘のとおり、80%以下が望ましいと言われてきたものであります。ただ、近年は少子高齢化の進行やインフラ整備の進展、これに伴いまして扶助費、公債費、それから施設の維持管理費等といった経常経費は増加傾向となっておりまして、全国的にも自治体の財政は若干硬直化が進んできた中で、平成25年度決算における全国平均、これは先ほども申しましたが90.2%、県内の市の平均では90.3%といずれも90%を超えている状況であります。

そんな中、今後の少子高齢化の進展や行政需要の多様化などによる経常経費の増加、それから地方交付税等の一般財源が減少していくため、現在の地方財政制度では経常収支比率は上昇すると予想されるところであります。これまで以上に歳入、歳出両面にわたる見直しを徹底することによりまして、全国の平均値を下回る90%以内、これを堅持していこうとしたものでありますので、ご理解をいただければと思います。

次に、実質公債費比率ですが、これは目標値を10.0%以内としたものです。旭市の実質公債費比率は、公営企業等の公債費に対する繰出金が比較的多いことから、平成25年度決算で11.6%であります。全国平均の8.6%、県平均の7.6%よりも高い数値となっておりますが、合併特例債などの交付税算入額の増加に伴いまして、数値は年々下がってきております。

今後においても、市債発行の抑制を図るとともに、計画されている建設事業の財源について、合併特例債等交付税措置のある有利な起債の活用に努めることで、実質的な市の公債費負担の縮減を図り、率の低減を進めようというものであります。目標数値としての10%以内は適正で、それなりにいい数字ではないかと考えております。

続いて、財政調整基金ですが、これまで普通交付税の合併算定替等、合併による優遇措置を受けながら、順調に調整基金を積み増ししてきております。計画期間中には合併算定替えの期間が終了いたしまして、歳入の減少により歳出の削減が間に合わない状況が生まれると予想される、結果として財政調整基金の取り崩しの時期を迎えることとなります。その後も当面は、公共施設の老朽化や統廃合など、合併市町村の特殊財政事情、これがあることを考慮しますと、均衡ある財政収支に向かってソフトランディングを図るためには60億円程度の積立額は必要な額ではないかと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） それでは、次に（2）財政シミュレーションについて再質問をします。

先ほどの答弁は、財源に不足が生じるという衝撃的なものでした。この財政シミュレーションが現実に近い推計かという観点からお伺いします。

この第3次アクションプランでは、昨年末にたたき台が作成されており、そこでの数値はこれほど厳しいものではありませんでした。このたたき台の数値を見直した理由をお尋ねいたします。

○議長（景山岩三郎） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（佐藤一則） それではお答えいたします。

たたき台の数値から見直した理由につきましては、行政改革アクションプランのたたき台で示しました財政シミュレーションにつきましては、策定当初のデータによるもので、市民の代表である行政改革推進委員会や行政改革推進本部会議での意見を出してもらうための資料として作成したものであります。また、最終的な財政シミュレーションにつきましては、行政改革推進委員会等の意見の反映や第3次旭市定員適正化計画などの調整、それから平成26年度予算の執行の状況などを考慮し、最新の推計を行ったものであります。

以上であります。

○議長（景山岩三郎） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） 最新の推計ということですので、より現実に近い、確度の高いものになったと理解いたします。

そこでお伺いいたします。

歳出総額を見ますと、平成25、26、27年度では290億円ほどから300億円であるのに比べ、平成31、32、33年度では240億円余りと50億円も減少します。これで行政サービスや市民の利便性が低下することはないのか、お伺いいたします。

○議長（景山岩三郎） 米本弥一郎議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（佐藤一則） たたき台と最終シミュレーションの差でありますけれども、歳入の大きな割合を占める普通交付税の減少が見込まれております。合併以降こうした状況を見据え、歳入の安定的な確保、定員適正化計画の着実な実行による人件費の削減、事務事

業の継続的な見直しや公共施設の統廃合を進め、経費の抑制に努めるなどの行政改革に取り組んでおります。

公共施設に関して言いますと、昨年度、公共施設白書では将来にわたって現在の全ての公共施設を維持、保有していくことが非常に困難であることをお示ししております。財政シミュレーションのような厳しい財政状況下でも必要な公共施設は、次世代にきちんと引き継いでいく責任があることから、今後も適切な施設の見直しや効率的な施設運営の徹底、ソフト面も含め工夫を凝らしながら、なお一層の行財政改革を進め、市民サービスの維持向上に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） ここで、公益財団法人ひまわりベンチャー育成基金の調査研究部門である千葉経済センターが平成25年11月に発表した「県内54市町村の財政状況と今後の方向性について」という特別調査レポートを紹介します。

このレポートは、平成26年第1回定例会でも議論されたものですが、県内市町村の財政健全化に向けて4点の提言をしています。それは、（１）PDCAサイクルを徹底的に実践せよ、（２）保有公共資産の経営的視点による徹底的な見直しと今後発生する財政負担の正確な把握により、経費削減を図れ、（３）財政運営に中長期的な視点を①税収を増やす努力を怠るな、②小規模自治体、ここでは人口5万人未満の自治体を指しているようですが、小規模自治体では垂直補完や広域連携、合併等の対応の検討を急げ、（４）財政健全化について住民と行政が意識を共有せよ、というものです。

（１）から（３）までは第3次アクションプランに符合するものです。先ほど事務事業の継続的な見直しや公共施設の統廃合を進めるという答弁をいただきましたので、（４）を詳しく紹介いたします。

（４）財政健全化に対して住民と行政が意識を共有せよ。ファシリティマネジメントや公共資産経営、事業の廃止、見直しを推進する中で、最も重要かつデリケートなのは、住民への説明責任を果たすこととその後の対応である。近年の財政健全化の動きの中で、少子高齢化の進行により、扶助費が増大することや生産年齢人口の減少により市民税が減収となることは確実で、今後の自治体財政は相当厳しく、行政サービスの絞り込みが必要という意識を持っている住民は多い。

しかし、そのような場合でも、自分が住んでいる地域の公民館が統廃合されたり、小学校

の適正配置の見直しで小学校が合併して廃校になるという事態になったときは、多くの場合、財政が厳しいので統合はやむを得ないが、我が地区の小学校がなくなるのは認められないといったように、総論賛成、各論反対となるケースが圧倒的に多い。また事業仕分け等による経費削減の必要性そのものには賛成するが、削減、見直し対象となった個別の事業の存続是非についても、そのサービスを受けている住民からは反対や不満の声が聞かれるケースが多い。

重要なことは、自治体の財政健全化推進の重要性をいかに住民に理解してもらい、説得できるかということである。最終的にはトップが判断せざるを得ないケースもあるだろうが、基本的には対象となる施設や事業にかかわる住民には、経緯を丁寧に説明して納得してもらう必要がある。

この先は具体例ですので、ここまでの紹介といたします。

今後の行財政改革は、市民の理解なしには進みません。この財政シミュレーションを含む第3次旭市行政改革アクションプランを市民の皆さんに知っていただくために、どのようにするのか、お伺いして一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（景山岩三郎） 米本弥一郎議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（佐藤一則） ただいま議員おっしゃいましたように、公共施設の統廃合等が今後大きな問題となってくると思います。公共施設等の計画につきましては、今年度と来年度、2か年をかけまして計画づくりをしていきたいと考えております。その後、各施設ごとの実施計画というものを作成して、そういう公共施設の統廃合に向けて進んでいく、今予定しております。

そんな中、財政改革、第3次旭市行政改革アクションプランの周知でございますけれども、これ一般的になりますけれども、市広報紙やホームページによる周知のほか、市の主な公共施設の資料コーナーなどへ配置し、執務時間外となる休日や夜間にもご覧いただけるよう、アクションプランを配置いたしました。施設の数としましては17施設にアクションプランを配置しております。これからもそういう形で広報等による周知等、財政的なもの、行革的な情報につきましては、市民の皆様にお示ししていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 米本弥一郎議員の一般質問を終わります。一般質問は途中ですが、3

時45分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時32分

再開 午後 3時45分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 伊 藤 保

○議長（景山岩三郎） 続いて、伊藤保議員、ご登壇願います。

（10番 伊藤 保 登壇）

○10番（伊藤 保） 10番、公明党、伊藤保、最後の一般質問になりました。お疲れのところではございますが、最後までしっかりと頑張っていきたいと思いますので、ご清聴のほうよろしくお願いをいたします。

発言の機会をいただき、ありがとうございます。来月、早いもので新市合併10周年を迎えます。海とみどりひとが輝く健康都市をスローガンに、東総の中核都市を目標に歩んでまいりました。1市3町を一つにまとめることは大変なご苦勞があったと思います。合併に携わった皆様方に感謝と敬意を表したいと思います。

通告に従いまして質問をいたします。

今回は大きく4項目、8点にわたり質問をいたします。

1項目め、上水道と消火栓について3点ほど質問をいたします。

消防法には消防水利の基準が規定されており、消火栓は呼称65の口径を有するもので、直径150ミリ以上の管に取り付けられなければならないというふうに定められております。

消防法の消火栓設置基準と、現在旭市における地区別の消火栓の数字と全体の数字、そして消防法の法的に有効な本数を教えていただきたいと思います。

2点目、同じく防火水利の防火用水について、消防法の定める基準と地区別の数字、また全体の数字、それと水量の有効な防火用水の数字を伺います。

3点目、水道事業運営協議会の直近に開かれた具体的な協議内容を伺います。

続いて、子どもの貧困について伺います。

千葉日報の記事に、子どもの貧困について書かれておりました。日本の2012年度の可処分所得、いわゆる税金や保険料を差し引いた手取り額の平均的な所得額を下回る世帯、122万円と算出されましたが、この122万円未満で暮らす17歳以下の子どもの割合が上昇傾向にあります。OECD、経済協力開発機構が示す基準に基づき、子どもを持つ家庭の経済状況のデータから計算されますが、世帯で見ると、子どもがいる現役世帯の貧困率は15.1%、そのうち母子家庭など大人が1人の世帯は54.6%に達します。

日本の貧困の子どもは300万人余りいると見られ、貧困が教育格差を生み、子世代への貧困の連鎖につながると指摘されております。

政府は、子どもの貧困対策推進法に基づき、昨年子どもの貧困対策に関する大綱を策定、大綱を踏まえ、現在各都道府県で子どもの貧困対策計画作りが進められております。6人に1人が貧困と言われる今、旭市の現状について伺います。

3項目め、観光について3点ほど伺います。

旭市には、今まで観光協会が二つありました。合併して10年、観光協会がなかった海上地区、干潟地区を含め、ようやく旭市観光物産協会として一つになり、このほど発表がありました。結成された経緯と今後の活動方針を伺います。

2点目、干潟地区の観光について、今後の計画について伺います。

3点目、同じく海上地区の観光について、今後どのように考えているのか伺います。

4項目め、新庁舎建設について、パブリックコメントでは、建設地が文化の杜防災公園と第一候補に挙がっておりますが、どのくらいの規模を考えているのか、新庁舎の敷地面積など概要について市長に伺います。

以上、4項目、8点を質問します。なお、再質問は自席で行います。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 伊藤保議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうからは、新庁舎の概要について、敷地面積はどのくらいかということでお答えをしたいと思います。

新庁舎建設事業については、3月議会での政務報告でも申し上げましたが、市民会議やパブリックコメント等の意見を踏まえ、旭文化の杜公園を建設候補地として、関係する法令等の手続きを進め、その手続きが整えば建設地として決定する予定でおります。現在、関係機

関との協議を進めているところであります。

庁舎の敷地面積ではありますが、現在のところ1万平方メートル程度を想定しています。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 消防長。

○消防長（品村順一） 消防本部からは、1項目め、上水道と消火栓について、（1）防火水利（消火栓）について、（2）消防水利、防火用水についてお答えいたします。

まず、消防法でいう水道管150ミリメートルの内容と消火栓の個数及び有効数についてお答えいたします。

消防法第20条第1項に基づく総務省消防庁の告示である消防水利の基準に規定され、第3条第2項で消火栓は呼称65の口径を有するもので、直径150ミリメートル以上の管に取り付けられていなければなりません。ただし、管網の一边が180メートル以下となるように配管されている場合は、1か所目の消火栓が75ミリメートル以上とすることができます。その給水能力は、取水可能水量が毎分1立方メートル以上で、かつ連続40分以上の給水能力を有するものとされております。

平成27年4月1日現在、旭市の消火栓設置数は1,622個です。地区別としまして、旭地区は1,060か所、海上地区は194か所、飯岡地区は186か所、干潟地区は182か所に設置されております。このうち有効な消火栓は、75ミリメートルから450ミリメートルの水道管に設置してある消火栓878か所であります。

次に、（2）消防水利、防火用水について、防火水槽の法の定義、地区別の数字、水量についてお答えいたします。

防火水槽は、消防水利の基準第3条第1項で、消防水利は常時貯水量が40立方メートル以上、または取水可能水量が毎分1立方メートル以上で、かつ連続40分以上の給水能力を有するものとされております。地区別といたしまして、旭地区は281、飯岡地区は74、海上地区は104、干潟地区は64、計523か所となります。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） 大きい1番の（3）水道事業運営協議会についてというご質問をいただきました。その中で、協議内容についてということについてお答えさせていただきます。

水道事業運営協議会は、予算及び決算時の年2回開催しております。それで、議題といたしましては、予算内容、あるいは決算内容等を説明しております。また、委員からはやはり

更新問題だとか、あるいは経営状況、有収率等の質問を多く受けております。

以上であります。

○議長（景山岩三郎） 学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、子どもの貧困につきまして、学校教育課で把握している小学生、中学生の現状についてお答えいたします。

学校教育課におきましては、生活保護を受けている方の要保護世帯、それから申請に基づき、それに準ずる程度に生活が困窮している準要保護世帯を対象に、学用品、給食費などの就学援助を行っております。

平成26年度の就学援助の状況でございますが、小学生で110名、就学援助率は約3.17%、中学生で84名、就学援助率は約4.56%、合わせまして194名へ援助を行っているところでございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） 同じく、子どもの貧困についてのうち、社会福祉課で把握しております生活保護世帯の現状についてお答えいたします。

平成27年4月1日現在で359世帯、433人の生活保護受給者のうち、18歳未満の子どものいる世帯は12世帯で、子どもの数は21人となっております。

なお、このうちひとり親世帯は8世帯で、子どもの数は13人となっております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、大きな3番目、観光についてお答えいたします。

初めに、1番目の旭市観光物産協会について、協会の概要についてお答えいたします。

先月の28日、旭市観光物産協会の設立総会が開催されました。今まで、地域の特色を生かして観光振興に取り組んでこられた旭市観光協会、飯岡観光協会に、新たに海上地域、干潟地域の関係団体や物産関係者を加え、オール旭市で観光産業に取り組むための組織になります。

この旭市観光物産協会の目的ですが、本市の観光事業の振興を図るとともに、市内外における市産品の普及宣伝及び販売促進を図り、もって地域経済の発展と社会福祉の向上に寄与することでございます。また、観光客の誘致や市内観光資源の掘り起こしと併せて、物産の普及、販売を一体的に進めようとするものでございます。

続きまして、2番目の干潟地区の観光についてどのように考えているかということについてお答えいたします。

干潟地区の観光についてですが、同地区の代表的なものとしては、国指定の史跡であり、四季折々の景色が楽しめる大原幽学遺跡史跡公園や、1年中ヘラブナ釣りが楽しめる長熊釣堀センターのほか、旭市都市農村漁村交流協議会による大原幽学ゆかりの水田を使つての米作り体験などが行われております。

今後は、これらの施設や体験等の一層のPRを図るとともに、これら以外にも地域の魅力として発信できる観光資源を発見、発掘し、既存の資源と組み合わせるなどして、より地域の魅力を充実させていければと考えております。

続きまして、3番目の海上地区の観光についてどのように考えているかということでお答えいたします。

海上地区の観光については、代表的なものとして河津桜や菜の花、コスモスに彼岸花など四季折々の花々や、ゲンジボタルを観察できる蛇園出清水地区、鳥のさえずりや木々のざわめきを感じられる龍福寺の森、また、そこに隣接し、家族で快適なアウトドアライフが楽しめる海上キャンプ場などがあります。また、地域でイベント等を開催している団体もありますので、これらがうまく連携し、積極的なPRにより、地域の活性化が図られるよう支援していきたいと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） それでは、再質問をさせていただきます。

配管150ミリ以上、消防法でいう150ミリ以上の数がありますが、先ほど有効数をお聞きしましたが、約2分の1が75ミリということで、これが消防法にまだ合っていないということでございます。

水道課にお聞きしますけれども、旭市内の配水管の口径の種類とそれぞれの延長はどのくらいあるのか、また今後の水道事業の埋設工事の計画を考えているのか、その辺のところを教えてくださいたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） 口径別の延長距離というご質問でした。75ミリ、100ミリ、150ミリ以上ということでお答えいたします。

75ミリが199.1キロメートル、100ミリが101.4キロメートル、150ミリ以上が168.2キロメートル、合計いたしますと468.7キロメートルとなります。

今後の計画ということでありましたが、消火栓を2基あるいは3基同時に使用できるようにするためには、ループ化だとか配水管の口径を大きくという趣旨で質問があったと思いますけれども、そのためには工事費や維持管理費がそれだけ多くかかることとなります。また、配水量が少ない地域で配水管口径を大きくしますと管内流速が著しく小さくなりまして、水質の悪化を招くおそれがあるというようなこともあります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 先ほどの消防法でお話しされておりましたけれども、26年10月30日、消防庁次長の通達で通達されているわけでございますけれども、改正後の消防力の整備の指針及び消防水利の基準に基づいて、市町村が計画的に整備することを要請すると、このようになります。今後、執行部の配水管の入れ替え、これはどのように考えているのか、お示しいただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） 配水管の入れ替えの予定ということですね。

午前中にもちょっと自然流下区域の拡大というような話があったんですけども、これから自然流下区域の拡大を図っていくためには、配水管が末端に行くほど細くなっていますから、そういった拡大をするためには末端の管をループ化や拡大をしていかなければならないんですけども、そういったものは更新工事のタイミングに合わせて実施していくというのが合理的なのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） これは更新工事というのかなりの年数がかかると思うんですよ。そうすると、やはり市民の安全な生活、安全なまちづくりということで基本計画に載っております。この基本計画を見ると、消火栓及び防火水槽の整備ということで、消火栓や防火水槽の設置を進めますと、このように書かれているわけです。75ミリというのはもう完璧な、消防法から外れてしまっているわけですから、やはりこれは計画的にやっていかなければ、旭市の市民の皆さんが本当に安心して住めるまち、そういったものに通じていかないのではない

かと、このように思いますけれども、これをやはりしっかりと計画的に練っていただきたいと、こういうふうに思うわけでございます。その辺はどうでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 確かに伊藤議員が言っているように、安全・安心なまちづくりの根幹、基本だと思っておりますけれども、痛しかゆしでありまして、水道管を太くするということの設備費がどのくらいかかるのかというような部分も含めまして、よく精査をしまして、それができる可能性があるということであれば、年次計画を立てながらやっていくということでありまして、私としましては、やはり防火水槽の拡充をしていったほうがいいのではないかなというような思いで、今担当のほうに防火水槽を設置できる場所を探して、その地域が整備が不足している所であれば、そういった部分で補完をしていってもらいたいということとやっていきたいと、そのように思っているところでありまして、水道管の管を太くする工事は大変大金がかかるというようなことでありますので、そういった部分で、防火水槽のほうで対応していきたいなというような思いでありますので、よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） じゃ、2点目の防火水槽についてお聞きしたいと思います。

先ほど、耐震化、またこれは法令に合わない防火用水があるという話でございます。これは106か所ぐらいあるんですね。水量が満たない所です。そういった所も含めて、これも耐震診断をやりながらというところかなにかかると思うんですけれども、まずこういった小さい所からやっていかなければならないと、このように感じますけれども、今後の計画はどのようなになっているか伺います。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（品村順一） 防火水槽の今後の計画についてお答えいたします。

防火水槽につきましては、耐震性防火水槽は年間2基の整備を進めていく予定でございます。震災時における消火栓の機能喪失を視野に入れ、公共施設や避難所等への設置と併せ、水利の少ない場所については、地域住民や消防団の協力を得て、民有地の借り上げ等を行い、設置場所の確保を順次進めていきます。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） この防火用水に屋根がつけられておりますけれども、この維持管理、これはどのようにしているのかお聞きしたいんです。ペンキなどを塗り替えていけば、かなり長くもつようなことを感じますので、その辺のところは予算等とか、そういったのは持っているのかどうか、お願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。
消防長。

○消防長（品村順一） 防火水利の維持管理につきましてお答えいたします。

消防本部、消防団が管理の状況、機能状況等を確認するために、毎月1回点検を実施しております。漏水や金網、屋根の破損があれば、危険度に合わせて順次修繕を行っております。
以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） ぜひ、ふたはペンキを塗るなりして寿命を図っていただきたいと、このように思います。

次に、この防火用水の更新に当たって、ふたとかそういったものに対して、これは計画的に進めていると思いますけれども、この2年間、更新、全く新しく耐震性の水槽ができなかったという話も伺っているんですけれども、この基本計画、先ほども言ったように年間どのぐらいの割でという話で伺いましたが、2基ぐらいずつやっていくというお話でございます。これですけれども、基本計画は来年で終了してしまうんですよね、28年度で。24年から28年度、これは後期の基本計画ですけれども、ですから大幅にこれは延びると思います。ですので、また改めてその計画の中にしっかりとこの防火用水の件も入れていただきたいなど、このように思いますけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。
消防長。

○消防長（品村順一） 先ほどの質問についてお答えいたします。

2年間更新できなかったと聞いておるということですが、消防本部としましては年間2基を来年度終了、訂正いたします、現在の耐震性防火水槽の総数は89基あります。地区別では旭地区51基、飯岡地区12基、海上地区18基、干潟地区8基となります。今後も計画を基に年間2基を、耐震性貯水槽を設置していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 次に、質問を移させていただきます。

子どもの貧困についてですけれども、すみません、水道事業運営協議会の件ですね。3点目の水道事業運営協議会、これは近々の内容をお聞きしましたけれども、水道料金のほかにこういった計画というのは話されておられるのでしょうか。その辺のところもお聞きしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） 水道事業運営協議会の中で、消火栓等について議題に上がったということはありません。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） これは大事なことだと思うんですよ。75ミリが一番、本市では長いということです、そうするとその一辺、いわゆる180メートルのところにはつけてもいいけれども、それ以外は水圧等で非常に弱くなってしまうということです、ですから約半分が75ミリについていると考えられます。150ミリ以下の中で考えられるんですね。そうすると、やはりそういったのもこれから協議していただきながら、また先ほどループ化というものがありますけれども、執行部のほうでここはループ化したほうが水が安定するのではないかなというようにお話というのは考えているのでしょうかね。その辺のところもお聞きします。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） 先ほどの答えとちょっと重複しちゃいますけれども、消火栓を2基あるいは3基同時に使用できるようにするためには、ループ化あるいは配水管の口径を大きくするという事なんですけれども、そうしますと、やっぱり工事費だとか維持管理費がそれだけ多くなるということもありますし、また配水量が少ない地域で口径を大きくしますと、管内の水の流れが遅くなって水質悪化を招くおそれがあるというようなことがあります。それで、例えば、このために火災が発生した際には、消防署のほうからうちのほうに連絡いただきまして、水道の圧力を上げる等の対応をしているところであります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 先ほどの答えですけれども、ループ化は何か所ぐらい必要な所があるかということをお聞きしたんですけれども、何か所ぐらいあればいいのか、どのぐらいループ化したら安定するのかなというのがあると思うんですよ、その地域、地域によって。ですからその辺のところもちょっと答えていただきたいなと、このように思います。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） 現状で今、水の出が悪いとか、あるいは圧力が足りないというような、お客様からそういった話がありませんし、またうちのほうでも十分圧力、あるいは流量が足りているというように把握しておりますので、ちょっと今、消火栓のためにどういう所をループ化したらいいのかというのはちょっと把握しておりませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） じゃ、把握していないということなので、次の質問に移らせていただきます。

子どもの貧困について、今、市の現状について伺いましたけれども、生活保護対象世帯ということで答えていただきましたけれども、実は県のほうからは恐らく市のほうに話が来ていると思うんですね、通達が。どのぐらいいるのかなということで。この中で、学習、いわゆる放課後の学習指導というのはどのように考えておられるのか、その辺のところを伺いたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、放課後の学習支援についてお答えをいたします。

小・中学校におきましては、家庭の経済状況にかかわらず、全ての子どもが質の高い教育を受け、それぞれの持つ能力や可能性を伸ばすことがその後の一人一人の豊かな人生の実現につながるものと考えております。

そのために、学校教育におきましては、家庭環境に左右されず、学校に通う子どもの学力が保障されるよう、少人数による指導ですとか、教諭補助員の配置、そして教員の指導力の向上に努めているところでございます。

放課後の指導につきましても、学習が遅れがちであったり、課題が終わらなかつたりする子どもを対象に、担任の判断のもと、各学校において実施しているところでありまして、学

校教育の中で、生活にお困りのご家庭の子どものみを対象にした学習支援を行うことは難しいものと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 今各地でいろいろな対策、放課後の学習指導ということで対策がされております。京都では、ボランティアで貧困対策ということで、普通の家庭で親がするような、そういったことをやりながら、そんなことが当たり前だというような、普通の家庭ではそういうふうなことを行っている、そういったところから始めたということで、話を伺っております。その多くが生活保護を受ける母子家庭だという話なんですね。

この中で、平成15年度から多くの生活困窮家庭の子に対象を広げて、学習をさらに2か所今回は増やすという形で増やしてきております。海上にもこういったボランティアで学習をしているところが1か所あるということです。市内でもそういった、教員をやめられた方、あるいはまた学生、そういった方々がボランティアで、各地域で何か所か設けたら、また塾に行く生徒も増えてくると思うんです。勉強が楽しいというふうに思えなければ、やはりちょっと違った角度になってしまうかもしれませんが、やはりそういった次に向かうステップとして、高校に行くということが非常に大事になってくるのではないかなというふうに思います。ですので、この放課後学習支援、これをしっかりと行政で考えていただけたらありがたいのですが、その辺のところはどのように考えているのかお聞きします。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） ただいま、放課後の学習支援ということでしたけれども、うちのほうでは生活保護、あるいはそれに関連する困窮者の支援ということで、今年度より生活困窮者自立支援制度、これが動き出しておりまして、その中に、確かに学習支援のメニューもございます。しかしながら、現在では学習支援というよりも、困窮者の場合には、まず仕事、そういったものがないと生活基盤が成り立たないということで、旭市では就労支援のほうに重点を置いて現在取り組んでいるところでございます。

そして、この学習支援につきましては、まだ二次的なものということで、今年度はちょっと取り組んでおりません。

ちなみに、生活保護世帯の過去5年間の進学率でございますけれども、旭市においては過去5年間に9名の対象者がいらっしゃいましたけれども、9人全員高校へ進学しているとい

うようなことで、学習支援のほうは今回選ばなかったという経緯がございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） よく分かりました。今後またさらにこういったものも考えていついていただきたいと、このように思います。

次の質問に移らせていただきます。

観光協会が観光物産協会になったということでございますけれども、大体経緯は分かりました。ただ、1点だけ、委員の方が、失礼ですけれども、かなり高齢の方もいらっしゃいます。ですから、またさらに若手の方もいい案を持っていると思いますので、さらにその中に加えていただけたらなと、こういうふうに思います。また、女性の活用も大事なので、そこから辺もちょっと考えていただきたいと、このように思います。

次に、干潟地区の観光について、先ほど大原幽学の件が出ましたけれども、大原幽学、旭市で借りている駐車場がありますけれども、この駐車場から大原幽学記念館までの間が、車椅子で行くとかなりの距離があるというふうに感じます。その先に十字路があって、それからぐるっと回ると小さな駐車場がありますけれども、ここが細くて、一方通行でしかできないような、すれ違いができないような、そういった道路でございます。干潟地区は、観光を含めて、あそこをもっと旭市としてPRしていきたいと思うんですよ。ですから、田んぼの所にも、これは大原幽学が考えた田ですよというような、そういったものもちょっと知っていただくために看板も設置していただきながら、それとあと、車が入れるような、そういった道路の改良と駐車場を行っていただきたいと。あそこには桜も北のほうにはありまして、非常に四季折々の顔が見えるわけですが、そういったところをうまく活用してやっていただけたらと思いますので、その辺のところをどう感じているのかお答えをいただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 議員のその質問、大原幽学の公園の大型バスの駐車場の関係等についてご回答申し上げます。

この公園につきましては、国指定の史跡であり、旧宅や天保年間に耕地整理が行われた貴重な水田などがあります。昔のままの景観を保つように作られています。

大型バス駐車場から施設まで遠いとのことですが、そちらから記念館に向かう途中には、

まず貴重な水田があり、旧宅や改心楼跡地、また県指定有形文化財である旧林家住宅など、また四季折々の景色を見て回ることができます。ぜひ、遺跡史跡公園全体を見て、楽しんでいただければと考えております。

また、駐車場につきましては、大型バスを利用して来場される方の中に、体の不自由な方がいる場合の対応でございますが、記念館職員が施設までの送迎を行っていると考えております。大型バスで来場される場合には、ほとんどが事前に予約が入るので、その際、体の不自由な方がいるか確認して対応しているところでございます。

また、看板については、設置可能な場所等について研究し、対応したいと思っております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 看板は非常に難しいと思うんですけども、立てる所が国の指定の史跡になっておりますから。ですから、何かしら駐車場なり、また違う所に、こういうものは昔造られたんだという、現在の耕地整理でも何ら不足のない、こういったいいものができておりますので、ぜひそのようにしていただきたいと思っております。

あと、3点目に移らせていただきます。

海上地区の観光についてですけども、これはどのように考えていらっしゃるのか、ぜひお答えをいただきたいと思っております。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） ご質問の、海上地区の観光をどのように充実させるかということでございます。

海上地区の観光に限ったことではありませんが、既存資源の磨き上げと、新たに地域の魅力となるような観光資源を発見、発掘し、それらを組み合わせ、広く情報を発信することで、地域の魅力をより充実させていければと考えております。

なお、観光においては、行政だけが取り組むものではなく、地域の団体であったり個人であったり、そういった方々と一緒になって取り組んでいくことが大切だと考えております。地域一体となつての取り組みが地域の魅力の充実、さらには旭市全体の魅力の充実につながるものと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） ぜひ、干潟も海上も、旭市は夏期観光が中心なんですね。ですから、秋、冬、春というような、そういった観光もやはりアピールしていかなければ、お客さんと言ったらおかしいけれども、人の誘導ができないというような形でございますので、ぜひその辺のところはしっかりと考えていただきたいと思います。

飯岡から海上、干潟というようなそういった観光ルートというものの、そういったものも作成できると思いますので、そういったものをしっかりと考えながら、これからの観光資源ですから、観光をしっかりとやっていきながら、充実した地域づくりというものを目指していただきたい、このように感じます。

4点目に入らせていただきます。

新庁舎の概要について、先ほど伺いました。新庁舎を建てる防災公園ですけれども、この防災公園、1万平方メートルという話がありました。これは駐車場を含めての話で考えていいんでしょうか。建物そのものなんでしょうか。1万平米、建物そのもの、駐車場そのものですか。駐車場も含めてですね。そうすると、面積はかなり半分ぐらい必要になるのかなというような、3分の1ぐらいになるのかな。半分……

（発言する人あり）

○10番（伊藤 保） 6分の1。実は、あそこに……

（発言する人あり）

○10番（伊藤 保） 3分の1。

（発言する人あり）

○10番（伊藤 保） 7分の1。そうすると、あそこに新庁舎が建つということになると、実は防災公園ですので、国土強靱化計画がありますよね。あそこにいわゆる防災基地の拠点としてということが書かれているんですね。そうすると、市民から言われたんですけれども、整合性がないのではないかというふうに思っている方もいるものですから、この辺のところをしっかりと強調していただきたいと思いますけれども、その辺のところは考えておられるのかお聞きします。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 今、防災公園、しかも国土強靱化のお話がありました。国土強靱化に記載されている事項をちょっと読ませていただきますと、先に策定されました旭市国土強靱化地域計画におきまして、市庁舎については起きてはならない最悪の事態、これはリス

クシナリオになりますけれども、として、市役所本庁舎の倒壊等による災害対策機能の停止、行政機能の大幅な低下を想定しているということで、これらを回避するための目標ということで、大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な行政機能を確保することを目標に重点プログラムというのが選定されていると、国土強靱化の中で。そして、推進計画として市庁舎については、利用者の安全性の確保と災害対策機能保全のため、早期の建て替えをしてくださいよと、そういう書き方になっています。

建設候補地の文化の杜公園なんですけれども、被災地域での食料、飲料水等、生命にかかわる物資供給の長期停止を想定して、大規模災害等における救援物資輸送の中継基地など広域防災拠点として、平時からの管理、活用を推進する必要があるとされています。また、県の防災支援ネットワークの基本計画においても、広域防災拠点として文化の杜公園はなっています。

今回、1万平方メートルといいましたこの面積の関係をちょっとご説明させていただきたいんですけれども、これは合併後に整備いたしました公園7.6ヘクタールの約13%になります。入り口の部分のほんの、ほんのと言ったら怒られますけれども、その部分だということで、しかもその部分については、避難者の支援を行うような、そういう位置づけになっている部分でございましたので、当然、仮に新庁舎がそちらに行ったときには、庁舎がその避難者の救護活動等に活用されるので、当然このところとの整合性はとれるのかなと、そのように考えているところでございます。

1万平方メートルの中で、当然、公用車の駐車場であるとか来場者の駐車場等は確保していくような、そういう考え方を今しているところであります。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） よく分かりました。確保しているということですので、防災庁舎と、恐らく、仮にそこが、文化の杜に庁舎が建つとしたら、防災庁舎のような役目ができ、また指揮もとれるというような形になると思います。

物資の流通とかそういったものもできると思うんですけれども、この削られた分は、恐らく県のほうではこの庁舎を解体して、そして削られた分をこちらのほうにというような話も出ると思うんですよ。そうした場合には、こちらやはり防災公園の機能という形でやっていくのかなという気もするんですけれども、その辺のところはどうなんでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 公園の代替機能というのは、場合によっては求められる可能性があります。確かに、都市公園を減らさないということでいけば、それ以外のもの、例えば、その候補地となるものの第一として仮にあそこが決定したということであれば、ここの現庁舎の敷地を公園機能を有する形に整備していくような、そういう協議でしていく必要があるのかなということ考えています。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） よく分かりました。これからぜひ、よく検討していただいて、最高の、10年、20年先までもつような、そうした庁舎と、それからあと防災、首都直下型の防災もありますので、ぜひその辺のところも含めて、合同庁舎のような形で建てていただきたいと、このように思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

以上で本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（景山岩三郎） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議はあす定刻より開会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時39分